

平成24年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

---

平成24年3月14日 午前10時00分開議

---

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	21番	市村博	之君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

---

欠席議員

なし

---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君
農業委員会事務局長	郡司節子君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	前嶋晃司
議会事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

---

議事日程第4号

平成24年3月14日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

## 日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

- 議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。  
ご報告申し上げます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出  
席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。
- 

### 議事日程の報告

- 議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。  
本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた  
します。  
これより議事日程に入ります。
- 

### 会議録署名議員の指名について

- 議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。  
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番萩原瑞子君、16番中澤 猛君を  
指名いたします。
- 

### 一般質問

- 議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。  
12番西山 猛君の発言を許可いたします。
- 12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。  
通告しておりました一般質問を行いたいと思います。  
1、都市計画について、県から市に権限移譲された開発行為に関する許認可権について、  
次の点について伺います。  
（1）権限移譲の時期など詳細を伺います。  
（2）許認可権を市が得ることでのメリットまたはデメリットは何か、伺います。

(3) 都市計画の策定を行う場合、移譲された権限はどのように影響するのか、お聞きします。

(4) 権限移譲以前に県許可を取得した開発の件数は何件あったか。権限移譲前に開発許可を取得している件数、これ、何件あったか、お願いします。

(5) 既に開発行為の許可に基づき実行されている開発について、具体的な市の取り扱いはどのようになるか。ちょっと議案的に難しいかと思うんですが、お答えいただきたいと思います。

2番、通年型観光について、伺いたいと思います。

この件につきましては、今定例会初日に市長の施政方針の中に組み込まれております。観光協会が行う着地型ビジネスモデル事業とは何か。また、具体的な連携ということで、観光協会と連携をしてということで市長の施政方針の中にありますので、お聞きしたいと思います。

3番目、男女共同参画について。この件につきましては少しさかのぼるんですが、これは平成20年度に私どもがいただいている資料でございます。この中でずばり数字が出ております。数字で男女共同参画社会とは一体なんぞやと。そしてまた、平成20年度から平成24年度、まもなくですけれども、24年度ということで、終盤になってはいますが、さしかかっています、その中で主な成果目標ということで、事業目標などですね、みんなパーセントで、当然目標ですから、高く当然評価してありますが、それを、これ、いろいろ分野別に私、ずうっとチェックしてみたんですが、この部分でお聞きしたいと思います。数値と合わせて答弁していただければいいかなと思います。項目はいくつもありますから、これをお願いします。これは市行政が理解している男女共同参画社会とは具体的にはどのようなことなのか、プラスパーセントで答弁していただきたいということです。

4番目、これは応急仮設住宅ということで、昨年11月30日付で申請受け付けが終了している応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げについての施策の成果について伺う。これは一説によると入居期間2年間ということで、昨年11月30日までに受け付けを終了しております。これは東日本大震災に係る避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借り上げによる住宅の提供を行います、ということで対象になる方、物件、それから、家賃などのもろもろの詳細入っております。これについても現在どのようになっているのか、2番目のときにお聞きしますが、震災に対する市の取り組みということで、放射能の問題等々もありましたが、議会の質問でしたいと思います。

1回目、終わります。

○議長(柴沼 広君) 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長(仲田幹雄君) 12番西山議員ご質問の、県から市に権限移譲された開発行為に関する許認可権についてのご質問にお答えをいたします。

まず、初めに、権限移譲の時期等、詳細についてのご質問でございますが、笠間市は平成20年度に、自主的・自立的にまちづくりに取り組めるように土地利用や福祉関係等の主要事業を包括的に移譲することにより、住民サービスの向上を図ることを目的としたまちづくり特例市に指定されました。このことにより、平成21年4月1日から、都市計画法29条に基づく3,000平米以上の宅地開発行為の許可に関する権限移譲を受け、今日に至っております。

次に、許認可権を市が得ることでのメリットとデメリットは何かというご質問でございますが、メリットといたしましては、本市のまちづくり計画に則した行政指導が可能となり、良好なまちづくりが推進されることなどが上げられます。また、申請者においても、申請から許可までの期間がおおむね2カ月程度の期間を要しておりましたが、権限移譲により最短で1カ月程度に短縮されました。さらには手数料徴収条例を制定し、開発申請手数料を徴収しております。デメリットについては特にないものと考えております。

次に、都市計画の策定を行う場合、移譲された権限はどのように影響するかというご質問でございますが、権限移譲により、開発事業者に対し笠間市都市計画マスタープランや地域の実情に応じた開発を行うよう誘導することが可能となります。

次に、権限移譲以前に県許可を取得していた開発の件数は何件あったかのご質問でございますが、県が所管していた平成20年度までの開発許可件数は202件でございます。参考までに、権限移譲後の笠間市での許可件数は9件となっております。

次に、既に開発行為の許可に基づき実行されている開発について、具体的な市の取り扱いはどのようなのかのご質問でございますが、笠間市内で開発行為の許可を取得した事業については、その大半は許可の内容に基づき、順調に工事が進められ、完了に至っております。

しかし、一部の事業において、社会・経済等の事情により開発許可は取得したものの、工事に着手していないもの、また、許可時の事業計画を大幅に変更し、事業を進めたいと検討している開発事業者があるのも事実であります。このような開発について、本市といたしましては事業者に対し今後の方針を確認するなど適正な開発を求めてまいります。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

○産業経済部長（岡井俊博君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

観光協会が行う着地型ビジネスモデル事業とは何か、また、具体的な連携というご質問でございますが、まず、着地型モデル事業につきましては、交流人口の拡大を目的に、笠間市の持つ観光素材の発掘や魅力のある新たな企画を観光協会と共同で開発し、旅行商品として流通させる事業で、笠間市観光振興長期計画の目標とします通年型観光地を目指す一つの手段でございます。

事業の内容としましては、観光協会が旅行業登録を行い、平成21年度から着地型旅行商

品の「笠間発見伝」として、体験、交流、食文化などを中心とした企画を旅行会社や学校、団体へ直接セールスをしております。

その実績は、平成22年度は1,474名の取り扱いがあり、本年度は震災等の影響を受けましたが、前年度の実績を上回る見込みでございます。

このように、自ら商品を企画販売することで、イベントや催事のないオフシーズンの集客を促進することで、通年型観光地を目指そうとするものでございます。

具体的な連携につきましては、平日の底上げに効果的な遠足、宿泊学習などの教育旅行や、集客力の高いバスツアー会社、旅行会社への企画提案、誘致活動、宣伝、販売促進等を面として取り組んでおり、周辺市町村と連携し、観光客目線に立った旅行商品開発などを着地型ビジネスモデル事業として進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

○市長公室長（小松崎 登君） それでは、12番西山議員のご質問にお答えをしたいと思います。

行政が理解している男女共同参画社会とはということでございますが、具体的にどのようなことになっているのかというようなご質問でございます。

国において、平成11年度6月に制定された男女共同参画社会基本法におきましては、男女が社会の多様な構成員として、自ら意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって、男女均等に政治的・社会的・経済的及び文化的に利益を享受することができる、男女が均等にできる、かつ、ともに責任を担うべき社会というふうに規定をされているところでございます。

笠間市では、この基本法や笠間市男女共同参画推進条例の基本理念に基づきまして、笠間市男女共同参画社会においての将来の姿といたしまして、それぞれの暮らしの場である家庭、職場、地域の男女共同参画社会において示しているところでございます。

まず、家庭におきましては、家庭の構成する一人一人がお互いを尊重し、性別による固定的な役割分担にとらわれず、子育てや介護など男女が協力して行える家庭をつくることと理解をいたしております。

次に、職場におきましては、男女による不当な差別、人権侵害がなく、すべての働く人が個性や能力を発揮され、政策決定の場への女性の参画が進み、多様な人材が活躍できる場となることを理解しているところでございます。

また、地域におきましては、男女が主体的に、ともに地域活動に参加し、お互いの個性を認め尊重し合う、さまざまな価値観を持つ人の交流が盛んに行われる社会というふうに理解をしているところでございます。

少子化対策、人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつなが

りの希薄化、こういったものの社会は大きく変化しているところでございます。

男は仕事、女性は家庭という、こういった性差別による割合分担の意識を変えまして、さまざまな分野で男女がお互い尊重し理解合うことのできる男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい社会をつくることというふうに認識をしているところでございます。

それから、数値目標についてのお尋ねをいただきました。笠間市の男女共同参画の中では、主に5つの数値目標を掲げているわけでございます。まず、その中で、男女共同参画講座、こういったものの参加者数ということでございますけれども、目標では200人、平成24年度までに200人の目標達成率を上げておりますが、現在平成23年度では173人、4回ほど開催しておりますけれども、その参加率は173人というようなことでございます。

それから、男女共同参画人材バンクの登録者、いわゆる男女共同参画に参加しますよというような登録をさせていただいている方でございますけれども、これにつきましては50人の目標値を掲げている中で、現在30人ほどの登録をいただいているところでございます。

次に、いろいろな審議会等への女性の委員の比率でございますけれども、これは平成24年度までに30%の目標値を掲げております。その中で、平成23年度現在では、26.9%、人数にいたしますと178人の方が女性委員として参画をしているわけでございます。これにつきましては、今後、平成24年度にいろいろな審議会の改選時期もあることから、その中で各委員さんをお願いする中で、目標の30%達成をいたしたいというふうに考えているわけです。

それから、女性のいない審議会の数ということでございますが、これは目標値ゼロ、要するに女性のいない審議会は一つもないようにしようというような目標値でございますが、現在、その中では49の審議会のうち、4つの審議会がまだ女性の参画がないというような状況でございます。

それから、男女共同参画認定事業者数ということで、市内の企業に男女共同参画につきまして理解していただきまして、職場内でこういう男女共同参画についていろいろな形に対応していただきたいというような団体でございますけれども、これらにつきましては18団体を目標値に掲げているところでございます。毎年3団体ずつ認定をさせていただいておりまして、平成23年度現在では15団体がその認定事業者になっておりまして、24年度に3団体認定をさせていただければ、目標の18団体になるというような状況になっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 応急仮設住宅について、その成果ということでお尋ねがありましたので、ご説明申し上げますが、応急仮設住宅については、東日本大震災により、

住宅が全壊、全焼、もしくは流失するなどして、居住する住宅がない方、または福島県の原子力発電所事故に伴い避難している方に対して、民間賃貸住宅の借り上げによりまして応急仮設住宅を提供することを目的として最長2年間、家賃等を市が負担し、民間賃貸住宅を借り上げて提供するものであります。

当初は平成23年11月30日までを申請受付期間としておりました。ただ、福島県の被災者については、原発事故による茨城県内への避難が続いていることから、当分の間受け付けを継続することとの通知が、昨年12月16日に茨城県からあったため、笠間市においても12月22日発行の市の広報及びホームページで周知し、受け付けを現在も継続しております。

成果といたしましては、3月1日現在でございますけれども、笠間市内の全壊世帯1世帯、それから、原発事故に伴い福島県から避難されている世帯7世帯、合計8世帯、21人の方に対して応急仮設住宅として提供しているということでございます。

以上です。

○12番（西山 猛君） 2番が答弁していないの。着地型ビジネスモデル事業って何。交流事業、宿泊学習……。文言の説明だ、文言の。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

○産業経済部長（岡井俊博君） はい、西山議員の中で、文言の説明ということで、着地型ビジネスモデル事業ということで、これは、企画、流通、販売をして、旅行者に対する商品を販売するというような事業でございます。

○議長（柴沼 広君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 順番、逆になりますが、4番、応急仮設住宅については、引き続きということで、考慮、配慮してということですね。

また、それは市の自発的な考えではなくて、県からの指導、国からの指導という見方でよろしいですね。隣接するお隣の福島県の皆さんを、そういう方、形で受け入れする、行政ができる範囲としてぜひとも進めていただきたい。

できれば、がれきの問題なんかも、本来ここで議論したいなと思ったんですけど、時間の関係もありますから。

3番の男女共同参画について、1点、公室長、1点、庁内における男女共同参画の推進という部分、つまり、つまり自分たちのこと、この企画をこういうふうにやっていこうと策定した皆さん、自分たちのこと、庁内の中で目標は5%アップということになっているんですね。18年度から目標数値が5%アップということですから、24年度ということですから4%ぐらいアップしてもいいんじゃないですかね、今ね。ですから、その実情、私が見える部分として、確かに審議会や協議会やいろいろな答申、諮問機関としての部分はあるのかもしれませんが。女性が目立つと思います。これはいいことだと思うんですね。女性の視点で。

ただ、地方行政というのは、おぎゃーって生まれるのか、生まれる前に、ここに母親が、

母親の胎内に我々宿ったときから母子手帳をいただいている。そして、死んで埋葬されるまで全生涯、全過程をかかわるわけですね。そこに、やはり女性の目線で大事だなと思っているんです。例えばここに皆部長さん並んでおります。中で、例えば答弁をする立場の女性の担当さんがいてもいいのかなと私は思ったんです。そういうところが目に見える男女共同参画の推進ということになるのかなと。5%アップ、5%以上となっていますけどね、5%以上ということで、市民意識ということですから、各市政の各分野において、男女共同参画社会の視点が反映されていると思う市民の割合、市民から見てですよ、市民から見てそのように思える部分を5%以上アップしようじゃないかと。5%というのはこれ、別表2になっていますが、大体30%から40%、50%まで行っていませんけども、例えばこの部分でいくと、健康福祉の分野が48.8%というのが市民のふえた感覚なんです。ですから、これは過半数を超えるような、50%を超えるような、そんなふうな意識になるかどうか、なっているかどうか、この部分、自らのこと、自らのことでお聞きしたいと思います。

通年型観光づくりについてということで、着地型ビジネスモデルってどういうことなのかなって、私、わからないのでお聞きしているんですね。そこから、こういうことをする、ああいうことをするという事の中から、じゃあ、それは笠間に合っているのか、地元合っているのかということも含めて検証できればいいなと思って、着地型ってどういうことなのか。着地型ですね。通過型とか着地型とか、そういう意味なのかなということ。着地という表現が果たしてどうなのか。通年型ということで、1年間通して観光客が訪れるような、そんな魅力あるまちづくり、観光都市・文化都市笠間を目指しているということは十分わかっております。その中で、じゃあ、着地型ビジネスモデル事業って一体どういうことなんでしょうか。

そこに大型バスの今、あれが出ましたね、答弁が一部出ましたね。やっぱり大型バスになると駐車場の問題、道路の問題ということになりますから、今はご存じのように、余り長い距離を歩いたりということが、余り観光客の皆さんが望まないんですね。歩くということ。それはやっぱり困難な部分がありますね。当然、高齢化社会になっていますから、あると思います。そういう中で、やっぱり道路の事情や駐車場の問題、そういうことの解消を当然必要不可欠だろうと思っております。

その中で、ちらっとふれますけども、門前通り、お稲荷さん、日本三大稲荷笠間稲荷のお稲荷さんの周辺整備ということになりますと、道路事情が極端に変わってくる。そういう中で、全体像をどんなふうにとらえていくのかな、その辺のところは別な議員さんが別な角度で質問するでしょうから、その辺にしておきますけども、着地型、着地型、要するに通過しないんだよ、着地なんだよということなんでしょうけども、それにはどういうことを具体的にするのか、もう一度ちょっとそこだけ教えていただきたい。

さて、都市計画についてなんですが、先ほどの答弁からいきますと、平成21年4月1日、21年の4月1日、21年度ですね。21年度から権限移譲で県許可が市許可、知事のはんこが

市長のはんこ、こういうふうになったわけですね。その中で、メリット、デメリットということで、メリットの部分が当然で行政指導もしやすい、あるいは許可の期間、これが2カ月が1カ月に、半分ぐらいになると。こういうことで非常に簡素化になってくるということをご答弁いただきました。

行政指導ということですから後に質問しますが、次に3番目の部分で、地域の実情に応じたということですね。都市計画の策定をする場合に、その権限がどのように有効になるか、有効視されるか。それは、地域をわかっている自治体、地元の自治体だから、地域をわかっている事情の中で許可の出し方あるいは指導の仕方、これが地域の実情に照らし合わせてできるんだよという、応じることができるんだよということを部長の答弁に含みがあったと思っております。これも後に再質問しますが。

それから、4番目に、202件の県許可が、開発行為の許可があったと。現在は進行しているもの、そうでないもの、あるということですが、権限移譲後は9件受け付けをしているということですね。

さて、権限移譲の中に、ここに、あえて会社名は言いません、地位の承継ということで、権限移譲の中に含まれているんだなと思って私は今これを見ているんですね。これは21年、これを見ますと21年9月10日、笠間市長山口伸樹で判が押されております。権限移譲後、ごめんなさい、これは地位の承継ということですから、権限移譲後、その権限を、許可をそのまま承継しているんだという会社があるんだということですね。

これ、ひもといいていきますと、その後平成22年、平成22年1月20日受付で、許可がですね、あ、ごめんなさい、受け付けが平成21年12月10日、で、許可が22年1月20日付で、これ、農業委員会の許可も出ているんですよ。農業委員会の。この農業委員会の許可は、条件として付されております。条件。許可後3カ月目及びその後1年前に、事業進捗状況の報告書、これを提出しろとなっているんですね。

この許可と、先ほど来言ったこの地位の承継をして行っている事業、これ、さかのぼってみますと、もう、当然わかっていると思うんですが、星山地区の問題なんですね。平成4年に、平成4年ですよ、平成4年に許可を得ているんですね。つまり、県の時代ですね。笠間じゃなくて県、県の時代ですね。平成4年。まさに先ほど部長答弁の中に、社会経済状況・動向、こういうことの中で非常にめまぐるしく変わるんだということを言っておりましたね。答弁しておりましたね。

20年ですね、平成4年ですから、20年。20年の間に、一体開発はどんなになったんですか。20年前にはんこを押した県が、ここはいいよ、この内容でやってくださいよという開発行為の許可、これが20年たって一体どうなったんですか。ちょっとさかのぼりましょう、そうしたら、この権限移譲後、市が関わっている問題ね、農業委員会もそう、それから、地位の承継ということで、市長のはんこが必要なんだという、これも平成20年以降なんですね。要するに、権限移譲後なんですね。どうでしょうか。20年。20年という一つの区切

りの中で、なんら解決されていない問題が、開発行為が進んでいないというこの環境。そして、一番大事な地域住民との関わり。地域住民との関わり。市長、いかがでしょうか。市長のはんこの後、市長の関わったこの地位の承継の後、加速してこの開発が進んでまもなく完成するだろうと、こういう状況ではないと思うんですよ。考えてみれば、20年、平成4年のときのものが現実にできるんですか。こんなに世の中変わっちゃっているのに、果たしてその計画ができるんでしょうか。それを市長が関わった21年当時、21年当時、それが正しかったかどうか。そこで再度検証すべきではなかったのか、こう思うんですよ。

その中で、わかりやすく、この部分、農業委員会が関わっているこの許可の3カ月及び1年、これについて答弁してもらいましょう。これについて。条件、事業者は許可の日から事業完了までの間、許可の3カ月目及びその後1年前に事業の進捗状況を報告すると、これが許可をしたときの条件です。これはどのように受けとめているか、農業委員会にお聞きしたいです。農業委員会にお聞きしたい。農業委員会が出している。この農業委員会に出しているこの許可というのは、都市計画法に基づくこの開発行為の1コマ、一部の部分ですね。そこについて、質問をしたいと思います。

はい、よろしく申し上げます。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 西山議員の再度のご質問にお答えをいたします。

農地法の許可の件でございますが、事業の進捗状況ということでございますけど、農業委員会の方には、現在行われている盛土工事については届出がなされております。現在のところ、本年の3月31日までの盛土の事業計画で提出されております。

許可当時から、事業の進捗状況については農業委員会の方に提出されているというふう

に伺っております。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

○産業経済部長（岡井俊博君） 西山議員の再度の質問の中で、着地型ということでございますが、まず、性質的には着地型と発地型といいますか、2つの型が旅行商品としてよく言われております。

発地型というのは、出発地に所在する旅行業者が企画するパック旅行でございます。着地型というのは、旅の目的地にある旅行業者等が企画するような事業ということで、笠間市におきましては着地型ということで、いわゆる一般的にはオプションツアーといいますが、大きな都市に行って、その土地の素材といいますか、特性を見るツアー、そういうものを指して言うわけでございまして、笠間市の持つ事業特性とかいろいろなものを企画して、地元で企画したものを募集して旅行客の方に楽しんでいただく。いわゆる地元の経済効果をなるべく高くしたいというようなことで、着地型ということで、そのモデル事業として現在いくつかのモデルコースを実施している状態でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長（小松崎 登君） それでは、私の方から、男女共同参画の計画に対しての進捗状況ということでございます。

その中で、私の方で意識調査を、先ほど議員の言われたのは意識調査の件だと思います。意識調査につきましては、平成18年に策定をいたしまして、平成24年を目標ということで現在進めているわけでございます。24年度にそれらのアンケートを取りまして、最終的に数字を目標値にどれだけ近づいたかという数値の検証をさせていただくというふうになっているわけでございます。

その中でも、私どもでいろいろ聞いたりなんかした中ではですね、男性も家事・育児に積極的に参加すべきであると思っっている方は80%程度おるようでございます。だが、現実的には、まだまだそうは思っはいつつも、それが実現ができないような社会状況になっているというのは大きな課題かなというふうに考えているわけでございます。

それから、ちなみに現在の笠間市市内の職場内での男女の職員の割合を参考までに申し上げたいと思いますけれども、現在、市の職員の中では約30%の女性職員が現在いるわけでございます。その中で、管理職が3%、それから、補佐級が20%、グループ長が20%ですから、グループ長以上の人数でいきますと、大体15.3%が管理職なり中間管理職であるというような状況でございます。

それから、ここ四、五年の採用試験の内容を見ましても、男女おのおの半数ぐらいずつ採用ということでございますので、今後何年かたてば、かなりの女性の職員の割合も多くなっていくのかなというふうに考えているわけでございます。

男女共同参画のこれからの、ちょっと長くなりますけれども、これからの課題と申しますのは、やはり団塊の世代が定年退職して、今まで職場だけで一生懸命やっていた人が職場を辞めたときに、果たして地域にいろいろ参画できるか、そういったものに対する男女共同参画、男性が職場に参画できるための参画社会をどうするかというのが、これからの課題になっていくのかなというふうに考えております。私もその1人になるかと思っますけれども、そういった形で、一番これが大事なのかなと。そういうことを考えますと、これから10年ぐらいたてば、今、男女共同参画というの、行政でやっている、何で昔よくあんなことやってたねというような、そういうのが笑い話になるような時期が必ず来るのかなというふうに感じているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○20番（大関久義君） 意識しなきゃだめよ。

○12番（西山 猛君） おそらく。農業委員会。

○議長（柴沼 広君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

---

午前10時43分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

農業委員会事務局が見えましたので、西山議員の質問に対しての答弁、内容はわかっていますね。はい、じゃあ、答弁願います。

〔農業委員会事務局長 郡司節子君登壇〕

○農業委員会事務局長（郡司節子君） 農業委員会事務局の方より、先ほどの質問にお答えします。

工事の着手届出変更ということで、23年6月27日に日本オーガニック産業株式会社より期間の延長が出されております。内容の変更等にはふれておりません。

以上です。

○議長（柴沼 広君） はい、西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 私も農業委員をやっていますから、質問の仕方を変えないといけないので変えますが、県許可をそのまま市が受け継いだわけですね。権限移譲の中でお墨付きのものをそのまま受け継いだ。なおかつ、今、一部農業委員会では変更があったという。現在、どういう環境なのかなというのと、何かこう、目に見えるものというのは特段ない。ややもすると、埋め立ての事業をやっているだけ、ですよ。だったら、まあ、変更届があったり、延期があったり、それは世の中の流れだから仕方ない。例えば経済的にどうしても仕切りの長としてだめなんだと。しかし、例えばあと3年かければできるんだとか、じゃあ、その分延期してくれだとかいうことは当然あり得るでしょう。ね、あり得るでしょう。

そもそも許可をした段階、県がですね、許可をした段階で、地域住民が涙を流さなくちゃいけないような、そんな環境のものを許可していると私は考えにくいんですよ。その変更というのが曲者で、途中から手法を変えて目的を変えてしまったんじゃないかという危惧を抱くんですよ。そのために、地域を巻き込んで、現実に要望書も出ていますよね、皆さん、わかっていますよね。市長宛てに出ていますよ、これね、市長宛てに。報告書もあります。

こういうことに対して、まさに権限移譲を受けた笠間市が即座に行政指導を行って住民の不安を解消するのが、私はお役所の役目だと思うんですが、いかがでしょうか。これ、耕作者、水田、田んぼやっている農家の皆さんが悲痛な叫びなんですよ、これ。水が困っちゃう。雨降ると崩れてきちゃう。そんな許可を出しているはずがないんですよ。

さらに、この許可というのが先ほど来お話しているように、平成4年のものが、もう24年ですよ。この20年間でどんなふうにならなくなって、じゃあ、あと何年たったら、変更があったにしてもですね、何年たったら完成するんですか。

総合スポーツ、名称はいろいろありますけれども、違うようですけども、友部総合スポーツセンター、これは農業委員会に出している。それから、これは地位の承継承認申請書という中で、総合健診、健康の診断の診ですね、スポーツセンターというようなことで、

これ、事情がいろいろ変わってきているのか知りませんが、いずれにしても地域に貢献できる、笠間市に貢献できる開発行為であったはずなんですが、現在数々の問題を含んでいます。数々の問題。末端まで行けば本当に事細かな問題もあるでしょう。

このことについて、昨年12月に条例などを施行しましたね。そういうことも含めて行政が一步踏み込んできたなど、こう思って私は期待をしているところなんです。しかしながら、現在なんら解消されていないのが現状ではないかと思うんですよ。

とにかく、人様の商売だから、人様の米びつに手を突っ込んでいじくる気持ちも必要ありません。私はそんな考えありません。が、しかし、地域住民が、笠間市民が困るんだと。これじゃひどいじゃないかと言っていることに対して、許可を与えた県や市の責任はどこにあるんですか、お伺いしますとそこを私は言いたいんです。

特に水。稲作を営んでいる農家の皆さん、水の問題、これは孫子の代まで、もう、多分、50年100年の問題じゃないかと思えますよ。水の問題は。そういうことも含めて、さらに、今工事で搬入している残土と称する、まあ、残土なんだろうけど、放射能が含まれているんじゃないかと、そういう心配も当然出てきますよ。

そういうことの解消というのを、権限を移譲された市が一線でやるべきではないかと思えます。県の許可に基づいて、現在まで長年進んできているこの開発行為について、一つずつ検証を加えて、そして一つずつ、今市民の不安を解消していただきたい。そう、私は思っています。

いろいろな方面から、いろいろな角度から、この問題については賛否両論あるかと思えます。合法的なんだから問題ないだろうという、私は考え方の中に、たとえ法にふれなくても、市民が負担することであれば、法をねじ曲げてその部分は解消するのがお役所の責任であろうと思っています。

もし、その段階で必要となれば、当然、議会が条例の制定や改正や、そういうことをしていくのが市民の付託を受けてここに座っている委員の役目だと、使命だと、私は思っています。わかりやすい問題だと思うんですが、いかがでしょうか。都市建設部長1人の問題ではないと思いますが、この件につきましては、県からの流れを汲んで都市計画の行為に基づく開発ですから、その開発からいろいろなところに波及していると私は思っています。だから、本家本元の都市建設部、その地位の承継などの一切の権限をこれで仕切った市長の考え、今後、どのように地域住民のためにこの不安を解消していくのか、最後にお聞きしたいと思います。

公室長、わかりやすく答弁してください。庁内の中で、目に見える男女共同参画社会、男女共同参画社会をこんなふうに、計画から20年ですね、20年、21年、22年、23年、24年、23年が終わって、4年間たったから、多分20年のときの目標、20年度のときの目標は4年間で、例えば8割、9割いって、目標に近づいていて、あるいは目標を越えていてしかるべきだと思うんですが、その部分について、今一度わかりやすい説明、管理職がどうこう、

何%だとかいうことじゃなくて、こんなふうになった、どうだ、男女共同参画社会ここにありというものを、公室長、もう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地位の承継を含めての手続き上の問題はなかったのかということでございますが、市としましては、市が権限移譲に伴って受けた権限の中で、手続き上の問題はなかったというふうに認識しております。

ただ、その事業計画が当初のとおりきちんと進んでいるのかということになりますと、その点の確認、そういうものが拙かったのではないかなと思っております。

現在、会社からは当初の総合検診スポーツセンターの建設から、分譲型菜園付き住宅、いわゆるクライנגルテンに変更しての旨の申し出を受けております。その事業が実現可能なかどうか、その事業の変更届けに基づいて、法に基づいてしっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

我々行政は法に基づいて行政を執行しておりますので、法に基づいて適正に今後も行っていきたいと思っております。

ただ、地元の住民から、84区、吉原地区、星山地区からいろいろな要望書も出ておりますし、口頭でもいろいろな申出が出ていますので、それらについても事業者をしっかりと指導して対応していきたいと思っておりますし、また、市の中でできるということになりますと、やはり条例等の見直し、こういうものも、男女条例等の見直しですね、そういうものもいろいろな角度から検討をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 西山議員の再度の質問にお答えをいたします。

開発について、都市建設部長の考えということでございますが、これまで開発行為に基づいて現在盛土工事を行われているわけでございますが、そのことによって地域の皆さんが非常に困っていると。また、水の問題に関しても困っているというようなことでございます。これらにつきましては、開発行為の事業計画をもし変更が考えているのであれば、その変更に基づいて適正な行政指導を行ってまいりたいと。その事業計画の中でしっかりした防災計画、排水計画、そういったものを見きわめて、地域に影響の及ぼさないような開発計画を確認をしていきたいということで考えております。

至急、開発行為の事業計画の変更につきましては、早急に事業計画の変更を求めるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○12番（西山 猛君） なんで変更を求めるの。何でこっちから求めるの。向こうから来るものじゃないの。

○都市建設部長(仲田幹雄君) 内容を確認してまいりたいというふうに考えております。

○議長(柴沼 広君) 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長(小松崎 登君) それでは、男女共同参画が笠間市として確実に進んでいるかどうかというようなご質問だと思います。

先ほどお話ししましたように、笠間市においても女性の管理職登用を積極的に進めているところでございます。そういう中で、先ほどのような15%、人数にしましてグループ長以上36名の職員が管理職あるいは中間管理職ということで、それぞれの現場で活躍をしているわけでございます。

それから、市の体制といたしましては、育児休業、それから部分休業、育児の勤務時間の変更、あるいは介護休暇、こういったもろもろの制度についても積極的に取り組んでいるところでございます。

また、職員の人事異動等につきましても、女性も現場で、あるいは男女区別なく職場配置ということを念頭にやっております。そういう中では、女性が建設課あるいはそういった事業関係の現場で作業服を着て現地の市民の皆さんのところにお伺いしてやっている、というような状況も出ているわけでございます。

私どもの方では、男女共同参画につきましては市民に訴えているということもあるので、そういうことできちんとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番(西山 猛君) パーセントでこういうふうにやってもらえるんでしょう。20年度から何%って言えばわかるんじゃないの……数字的に。

○市長公室長(小松崎 登君) うちの方でできれば、制度のやつにつきましては、現在約80%ぐらいの方がそれなりの休暇を取りながらやっている状況でございます。

ただ、男性の方の部分での休暇についてがまだちょっとやっていない部分があるので、その辺を今後やっていかないと……。

○12番(西山 猛君) 女性しかない。20年度から23年度までのデータが出ているわけだから、女性の参画がどのぐらいになっているか、パーセントが上がっていきなくちゃおかしいんだよ。

○議長(柴沼 広君) 暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時01分再開

○議長(柴沼 広君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長(小松崎 登君) パーセントにつきましては、当初合併時には管理職ゼロだったのが、現在課長級で2名、課長補佐14名というような形になっているわけで、その結果についてはちょっとデータありませんが、結果的にゼロが管理職課長が2名、課長補

佐が14名になっているということでございます。

○12番(西山 猛君) それを知りたい。実際、やってないんじゃないの。結局、何だ、資料、上がっているはずだ。

○議長(柴沼 広君) 20年から4年間の……23年の……ないの。

○12番(西山 猛君) ないってことはやってないんだ。それじゃ、通告している意味がないじゃない。通告して、完全通告しているんだから、これ、すべて。ここがひな形になんなくちゃならない。お手本ならなくちゃいけないんだから、調査の。庁内の。

○議長(柴沼 広君) はい、市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長(小松崎 登君) はい、それでは、そのパーセントについては、後で出させていただきますということでお願いできればと思います。

○議長(柴沼 広君) 西山 猛君の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分再開

○議長(柴沼 広君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番町田征久君が所用のため退席いたしました。

次に、18番横倉きん君の発言を許可いたします。

○18番(横倉きん君) 18番日本共産党の横倉きんです。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、高齢者福祉計画と介護保険について伺います。

介護保険制度がスタートして11年が経過しました。介護保険制度は3年ごとの見直しが行われています。介護を社会で支える制度として発足しましたが、社会保障費削減路線のもと、見直しのたびに負担増や介護認定の引き下げ、家事援助の短縮や施設や施設の食事や部屋代の保険外しなど、また、福祉用具の取り上げなどが行われてきました。高齢化社会に向けて、制度の充実が求められているにも関わらず、自立支援の名で介護サービスの削減が進んでいます。そこで伺います。

第1点は、今年4月の改正で、介護保険料や介護労働者の待遇改善はどのようになるのか。また、生活援助区分や吸たんなどの医療行為の問題はどのような扱いになるのか、伺います。

2点目として、今回、介護保険の改定で、要支援1、2の人を自治体の判断で介護保険からはずし、独自の支援を行うことが可能となりました。笠間市でも介護予防・日常生活支援総合事業の実施を検討するとしていますが、この総合事業には、職員の資格、サービスの内容、利用料などに関する国の基準がありません。これまで介護保険制度で支援してきた高齢者を制度からはずし、責任の所在も明らかでないボランティアに依存したサービ

スの仕組みでは、社会的介護を支えることにはならず、放置される危険性があります。生活援助がなくなれば生活できない高齢者が出てきます。要支援者を介護保険からはずすべきではないと考えますが、見解を伺います。

第3点として、施設入居待機者が現在78名おられます。施設の増床計画は70床予定されていますが、いつまでに整備されるのかを伺います。

第4点として、介護サービスの支給限度額に対して、利用率はどのようになっているのか、伺います。

次に、子育て支援対策について伺います。

子どもたちはいつの時代でも次の世代を担う宝であり、国や地域を支える大切な人材です。子育ての環境は構造改革路線の中で、非正規雇用の拡大や社会保障制度の改悪で預貯金なども保有していない人が3割にもなるという貧困と格差が広がっています。経済的理由から必要な医療が受けられず、放置されるような状況は避けなければなりません。

笠間市では、現在、小学校卒業までの医療費無料化が実施されていますが、所得制限があり、制度の恩恵を受けられない子どもたちが生まれています。どの子どもも必要な医療が安心して受けられるよう所得制限をなくすべきではないでしょうか。

2点目として、笠間市の重点施策として新たに定住化政策や健康づくりをあげています。中学校卒業までの医療費無料化はこの定住化政策についても魅力ある政策ではないでしょうか。

また、福島原発事故による健康への不安もある中、安心して医療が受けられるよう、子育て支援として中学校卒業までの医療費の無料化をすべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3番目として、児童館について伺います。私はこれまで児童館の設置を求めてきました。多くの方々の願いであった児童館が今年4月に開館することになり、大きな期待が寄せられています。

市民からの期待と願いには、健全な遊びを通じた児童の集団や個別の指導、運動を通じた健康の増進、情操を豊かにするための指導、その場としての児童館、そのほか子育て支援としての技能を持った事業を条例で示しています。ここで、これらの事業を推進できる専門の確保、運営スタッフの体制はどのようになっているのか伺います。

2番目として、児童館の利用できるサービス内容と利用料金はどのようになっているのか、伺います。

4番目に、災害に強いまちづくりについて伺います。東電福島原発事故の教訓に学び、原子力防災の取り組みが求められています。福島原発事故から時間の経過とともに避難指示が拡大され、お年寄りや病人、子どもたちを含む多くの市民が生活の場を追われ、今でも福島県民の避難者は16万人になり、県外への避難者は6万人を超え、家族もバラバラでいつ戻れるかわからない状況が続いています。原発から4キロ圏にあった双葉、病院の入

院患者340人や介護老人施設に約100人が入所していましたが、原発事故が起こった際の病院の患者をどう守るか、どうするかもだれも想定しておらず、避難した人を含め45人が犠牲になりました。このような事態はあってはならないことであり、国や県、事業者、自治体が真摯に受けとめ、対策を講ずる必要があると思います。

笠間市として、原子力防災神話、笠間市も東海第二原発から30キロ圏にあり、原子力防災の危険区域になっております。原子力防災対策について、市長の取り組みについて、市長の見解を伺います。

2点目として、1979年にアメリカのスリーマイル島原発事故で、炉心溶融する大事故を起こしました。その教訓から、事故時に住民の避難ができないと判断されるところの原発は運転の許可を取り消しています。

原発の事故は起こりうるとの教訓は大事であります。東海第二原発から30キロ圏内には100万人が生活しており、全員避難させるのは不可能であると思います。東海第二原発の再稼働はすべきではないと考えますが、市長の見解を伺います。

3点目として、3月11日東日本大震災後に、防災無線による市の広報活動が続けられましたが、市民の間から聞き取れないとの多くの苦情が寄せられました。今回、防災行政無線の改善が検討され、具体化が計画されていますが、正確性、迅速性、難聴地域の対策はどのように解決されるのか、伺います。

4点目、井戸の整備など、拠点避難所の整備の進捗状況はどのようになっているのか、伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをしたいと思います。

原子力防災対策についての見解についての質問でございますが、ご承知のとおり、国は2月8日に、東海第二原子力発電所から30キロメートル圏内の、いわゆる14自治体を集め、原子力災害対策特別措置法の改正が10月を予定していることから、これらの自治体にあつては、市町村は防災計画に原子力災害に対する措置を講じるような説明があり、国は原子力災害対策特別法に基づく原子力災害のガイドラインを公表する予定となっております。このことから、国の指針を踏まえて笠間市地域防災計画に原子力災害を盛り込むことで考えておるところでございます。

次に、東海第二原発の再稼働はすべきではないと思うが、見解はどうかという質問でございますが、まず、東海第二原子力発電所の再稼働については、本市の一部が30キロ圏内に位置することから、事故の発生による住民の安全のための避難は、現実的には非常に難しいということが想像できます。再稼働につきましては、原発再稼働までの手法やプロセスがいまだ決定していない現段階では、私の見解を出すことはできません。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、18番横倉議員から、まず初めに、高齢者福祉計

画と介護保険制度について、4点ほど質問をいただきました。

初めに、介護保険料につきましてですが、第5期の介護保険料につきましては、高齢者数の増加に伴う介護サービス利用者の増加などが主な要因となりまして、月額で基準額を4,400円といたしたところです。保険料上昇の抑制策としては、介護給付費準備基金の繰り入れや所得段階をふやすことによりまして、負担能力に応じた保険料を付加することとしたところであります。

次に、介護労働者の待遇改善につきましては、平成21年度より介護職員の給料を引き上げる介護職員処遇改善公金制度が創設され、23年度までの時限措置として実施をされてきておりました。

根本的な処遇改善を実現するためには、一時的な財政措置ではなく、安定的・継続的な事業収入が見込まれる介護報酬改定により対応されたということであります。

そして、今般の介護報酬改定は1.2%の中に、処遇改善交付金と同様の要件を含んで改定しておりますので、介護従事者の処遇改善につながるものと考えております。

次に、訪問介護の生活援助区分につきましては、報酬改定でサービス区分ごとの時間が短くなりましたが、ケアプランは利用者の状況に合わせて作成されることから、より効果的に運用されると考えております。

介護職員によるたんの吸引等につきましては、社会福祉士及び介護福祉法の一部が改正されまして、一部の医療行為が一定の条件のもとで、なおかつ研修を受けた介護職員等実施できるようになったところです。これによりまして、介護施設のサービスの質の向上が図られるものと考えております。

続きまして、介護予防日常生活支援総合事業につきましては、引き続き地域包括ケア体制の実現に向けまして、市民の相談や生活支援のコーディネート、地域のネットワークの構築に努めまして、地域のニーズに対応した介護予防等のサービスに取り組んでまいります。

なお、要支援と判定された方はこれまで同様、介護予防サービスで対応することとしておりまして、被害等々判定された方につきましても、今までどおり市で行っておりますいきいきふれあい通所事業や在宅サービス事業等を利用することによりまして、介護予防の推進に努めてまいります。

次に、施設の整備計画についてですが、第5期の介護保険事業計画の中で、介護老人保健施設の8床増床、それから、特別養護老人ホーム70床の新設を考えておりますが、計画の期間内で整備することとしております。

次に、介護サービスの支給限度額に対する利用率でございますけれども、平成24年1月末現在で、限度額に対して8割以上の利用者が13.4%、4割から8割の利用者が43.2%、2割から4割の利用者が25.3%、2割未満の利用者が18.1%という状況になっております。

続きまして、児童館について、お答え申し上げます。まず、専門の職員の確保と通常ス

スタッフの体制についてですが、児童館は児童に健全な遊びを提供する中で、心身の健康を増進するとともに、情緒を豊かにするなど、複合的な機能を有する子育て支援の拠点施設としまして、昨年8月に建設工事を開始し、本年4月に開館する運びとなっております。

また、管理運営につきましては、民間事業者が持つ運営の弾力化やノウハウ、柔軟性のある施設運営などによりまして、利用者に対するサービスの向上が図られるということと、効率的な運営の推進ができるということから、指定管理者による管理運営としたところであります。

児童館の専門職の確保と運営スタッフの体制ということでございますけれども、児童館には厚生労働省で定める児童福祉施設最低基準によりまして、保育士や教員等の有資格者、児童厚生員を2人以上置かなければならないこととなっております。

本市の児童館は児童や親子が安心して相談利用できるように、指定管理者が保育士、幼稚園・中学校教員の免許を持つ有資格者11人を採用いたしまして配置することとしております。

次に、利用できるサービスということでございますけれども、児童館では遊戯室や図書室など、それから、園庭の遊具などの施設を利用した自発的な遊びや児童館主催の創作活動、クラブ活動など、集団的な活動の場として利用することができます。

また、平日は子育て中の親子の育児相談や交流、情報提供等を実施する子育て支援センター事業を実施してまいります。

土曜、日曜日につきましては、季節に応じたイベントを開催するほか、各種教室、講座等を開設してまいります。

なお、現在、市民センター岩間で開設しておりますファミリーサポートセンターの事務所は、本児童館に移設いたしまして、サービス提供会員と利用会員との連絡調整を密にし、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進してまいります。

児童館の利用料につきましては、講座の材料費等の実費負担分を除きまして、無料でございます。

なお、地域への施設の開放につきましては、使用料を負担していただくという予定であります。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 18番横倉議員の医療福祉制度、いわゆるマル福に関する所得制限の撤廃と対象者の中学生までの拡大について、お答えいたします。

子どもの医療福祉制度につきましては、従来は未就学児までだったものを昨年度の県制度改正において、小学3年生までの対象者の拡大に合わせまして、笠間市独自に単独でこれを6年生まで拡大を行ったところでございます。この主旨といたしましては、低所得者

対策に加え、子育て支援あるいは少子化対策として拡大を行ったものであります。

また、さらに市の単独事業として、子どもだけでなく、妊産婦やひとり親の方々など、すべての医療福祉被受給者に対しまして、外来及び入院の自己負担分等、すべての医療費の無料化を行っているところであります。このような取り組みは県内では東海村に次ぐ、2番目に充実した内容のものとなっております。

したがいまして、笠間市として重要と考えておりますのは、所得の低い方々も安心して医療が受けられることであり、厳しい財政状況の中、限られた財源を効果的に活用する、継続的に運営していくには所得制限は必要であり、また、対象者は小学6年生までとしているところであります。

所得制限の撤廃及びこれ以上の対象年齢の拡大については考えておりません。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

○総務部長（塙 栄君） 私の方からは、災害に強いまちづくりについてということで、防災行政無線に関連したご質問にお答えをしております。

災害時における住民への情報伝達につきましては、即時性が重要であることから、防災行政無線の充実が必要であると判断し、現在3地区でそれぞれ営業している防災行政無線の統合を行うための予算を計上したところでございます。

ご質問の正確性についてでございますが、防災行政無線の放送は、言葉を短く、必要なことを確実に伝えることにより、正確性が確保できるものと考えております。

また、迅速性につきましては、統合により、一カ所から全地区に放送を行うことが可能となるほか、全国瞬時警報システム、いわゆる「Jアラート」というものでございますが、と直接接続することが可能となりまして、緊急地震速報や有事の情報など、国から直接送信された情報が直ちに住民に伝達することが可能となるなど、迅速性の確保はできるものと考えております。

難聴地域の対策でございますけれども、市民の方々から放送内容が聞きづらいなどの相談に対しましては、随時現地調査を行い、スピーカーの向き調整とか、補局に設置するスピーカーの数を追加するなどの対応を行っているところでございます。

また、笠間・友部地区における個別受信機器の対応は、屋外補局からの音声伝わらない地域にお住まいの方に限定して開放しているところでございます。

続きまして、井戸の整備など、拠点避難所6カ所の整備の進捗状況はどのようになっているかというご質問でございます。

設置を進めてまいりました防災備蓄倉庫の設置が完了いたしました。この倉庫の中には、災害移動用炊飯器セット、発電機、また、防災用ハロゲンライトを配備し、また、備蓄食料としまして、五目ごはん、災害用ビスケット及び保存水などを備蓄すべく現在搬入をしているところでございます。

さらには、拠点避難所への避難者の迅速な誘導のため、同避難所への入り口の付近に誘

導版を設置し、また、避難施設にはサインを設置したところでございます。

ご質問にあります防災井戸設置の進捗状況でございますが、拠点避難所のうち、笠間地区の稲田中学校および笠間市民体育館、友部地区の友部中学校及び岩間地区の岩間中学校の防災井戸は設置が終了しております。現在、飲料水として供用できるか、水質検査を実施しているところでございます。

また、同拠点避難所となっている友部地区の友部小学校につきましても、本年度中に供用が開始できますよう現在作業を進めており、同時進行で飲料適否の水質検査も実施してまいります。

拠点避難所の防災井戸についての定期的な水質検査を、今後は年に1度は実施してまいりまして、有事の際には迅速に給水ができるような体制を整えていきたいと考えております。

今後は、防災井戸及び防災備蓄倉庫について、広報かさまや市報などに掲載をしまして、広く市民の方々にお知らせしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 介護保険の方でお伺いします。生活援助の1回当たりの時間、今回の見直しの中では、どうなったんでしょうか。65分から45分に短縮するようなことがあれば、やはり人間らしく生きる支えとなる介護が、本当に、洗濯や掃除、調理や買い物など、短縮されたのでは、本当にその時間でやるというのは難しいということが出されています。

そして、ホームヘルパーさんにしても、これだけではなくて、介護を受ける人の状況、どういう、困っているとか、そのコミュニケーションもとらなければならないということでは、本当にこの時間短縮というのは大変だということが言われています。こういう手だて、やはり、この生活援助区分の時間について、やはりもう少し改善が図られるべきではないか、再度伺います。

それから、今回の値上げは月平均で800円ですね。22%になります。この介護保険は利用者がふえればすぐ保険料に跳ね返ってくる。そうすると、やはり、もうこの保険料の負担が限界に達してきているんじゃないかというふうに考えます。これは介護制度として、国の半分出していたものが今は2割程度になっておりますから、その部分でも大きな問題がありますが、やはり、こういう手だて、やはり、いのちと暮らし、生活を支える点では、やはり今、先ほどもおっしゃいましたように、8割の人もいれば2割、状況も利用上の状況で8割の人、4割から8割、43%とか、2割の人もおりますが、やはり保険料は天引きされるけど、高い利用料が、1割の負担があるということで、なかなか満額の利用ができない、そういう声があります。ですから、今、本当に年金は削られる、一方では介護保険料が上がる、そういう中で、やはり、これではなかなか使いきれない、やっぱりそういう

点で、やはり抜本的な改正がこの自治体ばかりではなくて、国の制度としても変えるような、そういう要望なり意見をどんどん上に上げていただいて、やはり改善していく必要があるのではないかと、そういう点での認識を伺います。

それから、子育て支援です。やはり、子どもたち、納税している方、高額といっても大した額ではないんですね。茨城県はこの所得制限が扶養家族1人で423万円です。千葉では578万とか、神奈川では570万です。たいした高額でない方がせつかくこういういい制度ができて所得制限で受けられない、やはりそういう点では、ある程度、高額と言っても所得で500万とかそういう方で、やはり納税では納税義務が課せられているわけです。それで納税しているわけですから、そういう点からすれば、この子どもの医療費の問題では、そういう差別をすることじゃなくて、やはり全員に受けられるようにすべきではないかと思えます。こういう、片方では受けられる、受けられない子ども、そのいのちの問題でね、やっぱり差別することではないと思えます。

それから、財政的な状況もありますが、4年生から6年生まで、笠間としては実施しているわけです。医療費の無料化。本当にそれはいいことですが、やはり、中学生、今回定住化政策を進めているということは、やはり、ほかの市町村よりも魅力ある政策を掲げることが大事だと思います。そういう点では、中学生の医療費無料化といっても、やはり、そんなにお金がかからない。4年生から6年生までの去年の実績では2,800万という実績です。そういう中では、2,800万がかからないでも、中学生までの医療費無料化はできるのではないかと。そういう点ではこれからの、やはりそういう点で検討する価値があるのではないかと。ぜひ、その辺、答弁をお願いします。

それから、原子力防災問題ですが、市長の答弁では、今の段階で見解を出すことはできませんというお答えでした。しかし、私は、この東海第二原発から30キロ圏内に入るわけです。それで風向きによってもその30キロ圏内じゃなくて、もう、遠くまで行って、この原子力の事故の被害ということは、もう、どんどん広がっております。いろいろなところに広がって、どこまでこれが続くかわからない、そういう状況です。それで、この東海第二原発というのは、立地条件としては、全国で一番、住民、人口密度が高いわけですね。そういう点では、やはり、この人たちの避難、ただ、1週間よそに行っていれば戻れる、そういう状況でないということは、原子力防災、これはまだ技術的に未熟なわけですので、そういう点で、やはり今の段階で原子力について、きちっと、何ですか、それを終息できるような方法が見つからないうちに、稼働をやはり進めるべきではないと思えますので、ぜひその辺の再検討をお願いしたいと思います。

そしてまた、そのほか、防災行政無線について、また、お伺いします。今、旧3市町の電波の統合ということで行われております。そして、個別受信器という、ほんの少しわずかなところには個別受信器ということですが、私、友部地域ですが、友部地域の多くの方から、やはり、言っている、放送はされているんだけど、中身が反響してわからない。

そういう点では、やはり個別、これから余震も結構続いております。いつまた地震が、そういうことが起きないとも限りません。そういう中で、いろいろな原子力の問題もありますし、こういう問題はやはり戸を閉めてても、個別受信器をやっぱり備える必要があるのではないかと。今のままですと、やはり聞きづらいということの解消にはならないのではないかと思います。

今、他の市町村でも、防災行政ラジオというか、かなり、1台6,300円ぐらいで電池とか電気どちらでも使えるし、持ち運びもできます。そして、やはり、そういう点では、いろいろなところで、下館なんかも、二、三日前の新聞にも出ましたし、小美玉でも貸与という形で、2台目からは自己負担ということですが、茨城町でも個別受信器をやるということで、今回はこの笠間市では電波の統合ということですが、ぜひその辺も、やはり、防災の、やはり、聞こえなければ、本当に大事なこと伝わらなければ困りますので、そういう点ではぜひ個別受信器の各戸配布、市町村によっては1,000円負担とかいろいろありますけども、そういうことを再検討していただけないか、答弁を求めます。

それから、ちょっと戻りますけども、介護保険の問題です。今、前回も、施設の増床計画の、40床計画が出されたときに、やはり、介護ヘルパーさんが集まらないということで、20床になった経緯があります。今回の介護労働者の賃金、今1.2%の、今まで交付税で23年度までやってきたということですが、今度交付税はなくなって、1.2%です。今までの交付税ですと2%ありまして、1.2%ふえても0.8%の減額になるわけです。そうすると、今ね、やはり、介護労働者というか、その待遇改善をもっとしなければいけない、そうしなければ資格を持っている人たちもなかなか介護施設に働くということが、なかなか定着しない。せっかく崇高な、本当に福祉のためにがんばりたいと思っている人が生活の維持ができない、本当に仕事が大変な割に待遇が本当に低いということで、なかなか人材が集まらない。そういうことでは、やはり、これからの高齢化社会に向けて、大変な状況になるのではないのでしょうか。これは社会で支える介護なのに、今は自立を率先してという、自立、自己責任に、何か置き換えられているような気がしてなりません。そういう点で、介護従事者の0.8%減です。交付税がなくなりますのでね、1.2%あれでも。そういう点では、やはり介護従事者への待遇改善をやっぱりしていかなければならないと思います。そういう認識はどう認識されているのか。

それと、やはり、利用保険料、利用料についても、やはり、減免制度、今は利用料は取っておりますが、やはり、保険料についても、国の基準より、やはり、町独自、市の独自で減免制度を拡充する必要があると思いますが、見解を伺います。

2回目の質疑です。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） まず、生活援助区分の時間の件でご質問がありましたけれども、確かに今回の報酬改定で、サービス区分もその時間が短くなったというところです。

そういう中で、より多くの利用者に対して適切なサービス提供をする際に、その人たち、ケアプランを作成するわけですが、そのケアプランを作成する介護支援専門員等の質の向上に今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、保険料の800円の値上げということになるわけですが、これは先ほどもご説明申し上げましたとおり、団塊の世代といわれる年代が65歳に達するというので、高齢化の率が増加するわけです。あわせてサービス利用率も向上するという予測のことから算定をいたしまして、800円の値上げとなったということでご理解をいただきたいと思います。

それから、国の制度でございますので、国の応分の負担の中で運営しておりますから、笠間市独自に組み立てるといったものではないというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、介護職員の処遇改善の交付金の件なんですが、これについては2%ということではなくて、一律1万5,000円で交付金制度は設置されておまして、それが23年度で終了する。それが一時的なものではなくて、恒常的に処遇改善を図れるように、その1.2%の制度ができ上がったというふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

○保健衛生部長（菅井 信君） それでは、横倉議員の再度の質問にお答えします。

まず最初に、所得制限についてでありますけれども、所得制限の、先ほど横倉議員が延べました423万の所得、これは扶養家族が1人の場合の設定かと思っております。それと、給与収入ではなくて、あくまでも所得だということでもって、その辺を説明したいと思っております。

まず、私どもで試算しておりますのが妻及び子ども2人、標準的な世帯は4人家族であろう。この場合も所得制限のラインがどの程度であるかと申し上げますと、所得といたしましては約500万円、490万、細かい数字も入れますと大体500万円ぐらいが一応ラインになるということです。これを給与収入に換算いたしますと、678万8,000円ということになります。

これを我々の職員で考えてみますと、高所得制限にひっかかりますのは部長級、課長級まではぎりぎりかかりますが、子育て中の課長補佐級、50歳前後については所得制限にかからず、このマル福の制度を受けられるというような状況でありまして、決してこの制限が低い設定になっているという認識は持っておりませんが、制限が撤廃して全員になる、もらえればそれにこしたことはないと思う人はいるかもしれませんけれども、一応の基準ということでもって、制限をさせていただいております。

それから、2点目の定住化の観点から、2,800万については決して高くはないという考えでございますけれども、定住化対策の意味も含めましてこれまで低所得者を中心としたマル福の制度の充実ということでもって私どもは行ってきております。ですので、こういった考え方は今後とも続けていきたいというふうにご考えてございます。

2,800万の数字が大したことないということでごございますけれど、今年度の予算編成にお

いては、数十万、数万円を節約しながら予算編成をしたところであり、決して高いものではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 横倉議員の防災無線、ラジオの検討も含めてお答えをしたいと思います。

災害時における情報媒体につきましては、それぞれの各自治体で検討し実施しているところでございますけれども、まず、災害等の第一報を行う場合の媒体としましては、やはり防災行政無線がより有効なものだというふうに考えております。ラジオのAM・FM放送を聴取している際に、緊急時に防災行政放送無線が割り込めるとというような、先ほど説明のラジオでございますけれども、この件についても本市の担当、総務でございますけれども、は、検討はしてまいったところでございます。

しかし、本市においては、合併前からの3局からそれぞれ情報を流してきた防災行政無線放送を同時に流すためには、1局から一斉に流せることがまず必要ではないか、との考え方で、統合操作卓等の導入経費を今般予算化したところでございます。

現在、消防無線につきましては、電波法の関係で平成28年の5月までに、現在のアナログ波からデジタル波に変えなければなりません。防災行政無線については今のところそのような法の縛りはございませんけれども、新しく防災無線局を開局する場合は、アナログ波ではもう既に許可にならないという状況になってございます。

本市における行政防災無線は、特に友部地区においての整備は平成2年、3年度でございまして、すでに20年以上経過しているということもありまして、施設の更新もそろそろ検討しなければならない時期でございます。しかしながら、更新をするとするとデジタル波での更新にする必要があるということが予測されております。このための費用は相当莫大な金が見込まれているところでございます。

そのようなことで、今は、現段階におきましては、第一ステップとしまして、統合操作卓の整備を優先させることとしたものでございます。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 介護保険の問題では、やはり、これは社会的支えという点で2000年から発足したわけですよ。本当にその前に、この家族介護とか何かでいろいろな悲劇が起きました。そして、これから高齢化社会です。高齢化社会でありますから、介護にかかるこの費用というのは大変なものかと思えます。しかし、高齢化社会、これまで若い時から社会のために働いてきた高齢者が、やはり、きちっと高齢になっても安心して老後が過ごせ、一生を全うすることができる、そういう制度として、やはり、十分制度を、抜本的な改正がないと本当に苦しみになってしまう。保険料だけ年金から天引きされるけども、いざ利用しようと思うと、認定もなかなか厳しくて認定されない。それで、1割の利

用料も高くなる。そして、どんどん介護保険から外されて、これは介護保険が使えません、そういうことになっては、やはり、最初の理念からすると外れるのではないのでしょうか。そういう点で、やはり、介護を受けている方、そういう人たちの声を、やっぱりもっと十分くみ取った制度にしていかなければならないと思います。それが、やはり、笠間としても、これは国の制度としてでもありますが、いろいろな保険料を決めるにしても自治義務です。笠間独自で決めることは可能ですので、その辺の自治義務としての認識、どのようにお持ちか、最後にお伺いします。

それから、児童館については、子育て支援の拠点ということで、笠間として第1号になりました。そういう点では、やはり本当に、皆さんによりよい児童館でよかったというふうになるように、市民ともども一緒にいいものにしていかなければならないと思います。そういう点で、やはり、障害者の人たちもここでも気兼ねなく利用できるようなそういう体制についても、今後の見通し、そういう点ではどうでしょうか。伺います。じゃ、その辺。

○議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 介護保険制度は介護を必要とする高齢者の負担ですね、それから、家族の負担の軽減を図るということから制度ができたものというふうに今認識しております。

そういう中で、市独自に利用体系を整えたり、それから、当然介護保険料もその中から推計をして決めているわけですが、そういう中で、やはり、市民が必要とするものを提供すると同時に、最大限のサービス提供をすると同時に、保険料についても当然それなりに見合ったものとして計算をして、今お願いしているところだというふうに思っております。

それから、児童館につきましては、これは原則どなたでも自由に利用することができます。先ほど申し上げましたように、指定管理者の中で専門職11人を配置をして管理運営をしていただくことになっておりますので、その中でできる範囲の体制と言いますか、そういう形で進めていきたいというふうに思っています。

○議長（柴沼 広君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、1時より再開いたします。

午後零時04分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、12番西山 猛君、14番海老澤 勝君が所用のため退席いたしました。

次に、22番小園江一三君の発言を許可いたします。

〔発言する者あり〕

○22番（小園江一三君） 発言の許可を得ましたので、学校教育必修科目について、市立病院の改革について、友部駅周辺今後の計画並びに建設会社のモラルについて、3点について、お尋ねをいたします。

初めに、学校教育の必修化についてであります。明治5年、「必ず<sup>むら</sup>邑に不学の戸はなく、家に不学の人、人ならしめん」（原文は「必ス邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」）と高い教育理念とでも申しますか、目標のもとに寺子屋が改められ、近代的教育法令・学制が公布されて以来、140年、学校教育も幾多の改革により、その教育内容も紆余曲折を経て今日に至っていることは皆さん方もご承知のとおりであります。

今回、新たに必修科目となります柔道につきましては、西郷四郎に代表されますように、日本古来の武道であり、文武両道、健全なる精神は健全な身体に宿る、精神を鍛え、礼節を身につけ、頭でっかちの教育でなく、バランスの教育ができると、私も今回の柔道が必修科目となること、大いに歓迎するところであります。学校側の取り組み、対応について、まず、第1点にお尋ねをいたします。

市立病院の改革については、国保病院時代より改革に取り組んできた経緯がございます。平成16年、施行されました新医療臨床研修制度により、医師不足が深刻化し、改革にも少なからず影響し、今日に至っていると思います。

ですが、この4月より、積年の課題でありました医師3名体制により、従来の外来、入院、診療に加え、訪問診療あるいは休日、夜間緊急利用と、病院としての責務を充実し、診療行為にあたるものと思います。保健センターと連携を図りつつ、保健予防活動にも積極的に取り組むとありますが、その内容は、また、病院の経営感覚に優れた人材を外部から登用し、事務長に招き、この事務長には何を望み、何を期待をしているのか、また、第2次医療機関の県立中央病院との関連はということをお尋ねいたします。

最後に、駅北口の計画並びに建設会社のモラルについてであります。友部駅北口、北側ですね、俗に言う南友部の計画については、駅を橋上化し区画整理を行うというような、旧友部町時代に、壮大な計画とは申しませんが、それなりの計画のもと、計画が実施に向け進められてまいりました。

駅橋上化は実現いたしました。駅北口の骨格となる北口駅前通り、あるいは県道等の道路は整備されました。今後の計画はどのようなになっているのか。

また、開発に伴う建設会社のモラルであります。震災特需とでも申しますか、建設会社は寝る暇もなく、各種の工事に取り組んでいると聞いております。このような中、建設会社の横柄な仕事ぶりが聞こえてまいりました。私どもの地域においても、農業集落排水事業の工事が身近で行われております。なるほどと、そのモラルを実感いたしました。入札後、各建設会社に対しどのような指導を行っているのか。

1問目を終わります。

○議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

○教育次長（深澤悌二君） 22番小園江議員の質問にお答えします。

新たに必修となる武道についての取り組みと対応についてでございますが、平成24年度からの中学校学習指導要領の全面実施に伴い、体育の授業では武道が必修となりますが、これまでの選択制とは異なり、男女とも生徒全員が年間15時間ほど武道を学習することになり、笠間市では柔道と合気道を取り入れることとしております。

これまでも体育の選択種目として、すべての中学校で柔道を指導してまいりました。そのため、柔道を指導する体育教師を毎年開催される県の実技指導者講習会に参加させ、その指導力を育成したところであり、笠間市のほとんどの体育教師が柔道の段位を取得しております。

笠間市としては、これまで実施してきた柔道の指導の成果を生かし、男女や体力などの個人差に対応した指導に努めるとともに、柔道は命に係るけがの発生も心配されることから、指導計画や指導内容を十分検討し、安全で、しかも礼儀作法など、武道導入の主旨が十分生かされるよう努めてまいります。

なお、合気道につきましては、平成22年度から稲田中、23年度は岩間中、稲田中で実施しております。地域の伝統的な武道である合気道につきましても、中学校の体育教師が安全を確保し、自信をもって指導できるよう研修体制を整えてまいります。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長 菅井 信君。

○保健衛生部長（菅井 信君） 22番小園江議員のご質問にお答えいたします。

まず、保健センターとの連携、それから、第2次医療機関、県立中央病院との連携をまずお答えさせていただきまして、その後、事務長に期待するもの、することという順番で答弁させていただきます。

まず、最初に、このたび策定いたしました第2次の改革プランの中にこの連携についてはうたっております。それからまず説明をしたいと思います。

保健センターや福祉関係との連携につきましては、市立病院が今後果たすべき役割の中に関係機関と連携・協力し、保健予防、介護予防活動を進めると位置づけております。現状といたしましては、保健センターで連携している乳児健診、集団予防接種、健康教室、健康講座など、医師会、医療機関とも協力し、実施しているところであります。それらを可能な限り市立病院の医師等が行うことにより、医師会、医療機関の負担軽減を図り、より強固な連携、協力体制の中で、保健予防活動を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、ご質問の中にご指摘がありましたので、福祉関係についても説明させていただきますと、福祉関係との連携ということにつきましては、現在、高齢者、障害者のニーズに合った福祉・保健・医療サービスを提供するため、社会福祉協議会、市立病院、県立中央病院、県立こころの医療センター、保健センター、市福祉事務所、民生委員などの担当者が各月で地域ケア調整会議を開催し、対象者の具体的な支援について検討を行っております。

ます。

また、市立病院を退院する患者が介護を必要とする場合に、病院と家族、そしてケアマネジャー、介護サービス関連事業者のスタッフと、退院後の生活、介護方針等について協議を行う退院前ケアカンファレンスを実施しております。退院患者及び家族が安心して生活できるように対応するなど、福祉分野とも連携も図っているところでございます。

今後については、在宅医療を支援する高齢者医療の後方支援要員という市立病院の重要な役割を果たすため、介護事業等の福祉分野との連携、ネットワーク化などを模索する必要があるというふうに考えております。

次に、第2次医療機関との連携については、急性期を過ぎた回復期、亜急性期患者の入院加療という市立病院の役割の中で、県立中央病院から積極的に患者を受け入れているところでございます。

今後は、さらに、県立中央病院との間で、地域医療ネットワークシステム、いわゆるカルテのマイネットワーク化とありますけれども、これらによる入院患者の診療情報の共有化などをより進め、患者紹介、逆紹介などの連携を強化し、入院患者の受け入れを継続していきたいというふうに考えております。

また、平成22年度から、市医師会の医師や県立中央病院の勤務医の協力をいただき、平日夜間、日曜休日救急診療を実施しているところでありますが、これにつきましても継続し、市民へ安心の医療提供をできる体制を堅持してまいりたいというふうに思っております。

次に、事務局長に期待することということでございますけれども、病院事務長につきましては、市役所全体の組織の中でも病院経営という専門性の高い職責であり、診療報酬の動向、医療経済等の専門的な知識を有する人材を外部から採用することは、経営改善はもとより、保健予防や福祉分野、あるいは機能の異なる医療機関など、さまざまな連携という観点からも有効であるという認識から、外部登用は必要であるというふうに判断をした次第であります。

具体的に何を担っていただくかということにつきましては、市立病院における経営部門の体制強化、これらを図ることとして、病院の事務局長として病院の経営選択に関する企画立案、病院業務に関する人事労務管理、職員の意識改革を含めた経営改善に取り組む、これらを求めるものであります。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 22番小園江議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、友部駅周辺整備についてでございますが、平成15年度に友部駅の橋上化や南北を結ぶ自由通路及び北口・南口の駅前広場の整備と合わせて、都市計画道路友部駅北線を計画決定し、交通の結節線として、また、町の玄関口としてふさわしい拠点整備を推進してまいりました。

さらに、平成17年には、県道杉崎友部線の北側から市道（友）1級1号線までの間の約29ヘクタールについて、良好な市街地形成を目的とした南友部地区地区計画を制定いたしました。

また、今年度から、地区計画区域内の骨格となる幹線区画道路3号線、延長310メートルの事業に着手し、平成24年度の完成予定で推移しているところでございます。

本市といたしましては、引き続き幹線区画道路2号線の整備と合わせて下水道などのライフラインの整備を推進し、友部駅北口の定住化に向けた住みやすい環境整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、建設会社のモラルのご質問でございますが、本市では公共工事を行う建設業者に対して、工事を円滑に行えるよう関係者の皆様に事前に十分な説明を行うことなど、指導をいたしております。

○議長（柴沼 広君） 小藺江一三君。

○22番（小藺江一三君） 2問目を行います。

いつですか、下水道部長にも現場へご足労いただいたことがございます。資材、残土を運ぶのに、4トン車がやっとの道路にタイヤが10本もくっついている車が入ったり、2トン車がやっとのところへ4トン車が入ったり、車幅2メートルの生活道路に、車幅というんですか、キャタピラーとキャタピラーの間が2メートル50もある、大型ユンボと申しますか、バックホーンを置いたり、もちろん荷物を運ぶときは、残土、砕石など運ぶときは山かけですよ。一体どれくらいの目方になんだか私はわかりませんが、とにかく、農道などはもうメタメタです。

また、生垣はガリガリです。なんとか、だめじゃないかとか、あんたんところは断ったと文句を言えば対処しますが、まだまだ不十分な箇所があります。それでも、言われなくても、地元の皆さんに迷惑をかけたからと言って、門口の、すりつけの舗装を1メートルかそこらやっていったり、あるいは門口を壊したからと言って砕石を入れていったりと、というような業者がございしますが、まあ、震災特需でいくら仕事があるからといっても、勝って兜の緒を締めよじゃありませんが、もう少し建設業者には謙虚に仕事に当たっていただきたいとは思っています。

今、土木部長ですか、都市計画部長ですか、答弁ありましたが、入札時にもう少し嚴重に、あるいはまた現場をちょくちょく回るとか、巡回するとか、業者に指導はできないのか、その辺をまず2回目にお尋ねします。

県立中央病院を核として、市内には、岩間にはA病院、友部にはB病院、旧笠間にはC病院と、また、個人開業医も数十とございます。ここ数年の病院予算に目を通す限り、患者数の増加を見込んでの収益改善であり、病院の改革と申しますが、というようなことに私はとれます。病院というからには、そういう看板を背負っているからには、診療増収にこだわるのも、それもいいかと思えます。

なぜ、市内にはほかの市町村より、何でこんなに開業医が多いのか。簡単です。儲かるからです。営業が、病院としての営業が成り立つからだと思います。そういった中で、市立病院も開業医の病院さんとも、いろいろと患者の取り扱いではなく、健康に勝る富はなしと、病人を出さないような方策ですね、これは公立病院の病院業務の1つかと私は考えます。そのためにも院長が保健センターの所長も私は兼務してもいい。連帯ではなく、一体となって医療費軽減に努めてはというのが私の提案です。

会計課長も今年で定年ですが、毎月毎月、いろいろな私らの給料を初め、おそらくお金の出し入れをやっていると思います。結構です。病院とかの医療費が多く感じるとか、少なかったとか、普通だとか、それだけで結構ですから、できれば後で。

ケツからやりましたが、学校教育の必修化ですが、本当はこういうことは一般質問に値することでもなく、裏でこっそり話しすればいいことで、先月このことに関しては、ある人には話したつもりなんですよね、私は。まあ、頭も薄く、影も薄い議員ですが、私は議員づらなどせず、議員らしく今日までふるまってきたつもりです。しかし、影の薄い議員の話で、最後まで耳を貸してもらい、軽く受け流されたのが少し残念に思っております。吹けば飛ぶような質問事項かもしれませんが、ひとつ間違えば大きな事故につながるということで、私は質問事項に取り上げました。柔道ということは、生身の体が組み合う格闘技です。指導する先生は大丈夫かという心配がございます。と申しますのは、以前、俺の息子が柔道部で大分しごかれているんだと、お前、一緒に行ってみてくれないかというようなことで、友部の中学校の柔道部を見に行きました。ちょうど乱取りでもうつかまえて、バタバタやっているところでした。もう中学校は絞め技が禁止になると思います。にもかかわらず、まあ、本当に絞め技でしごかれている。担当の先生、それから、校長室行って座ったものですから、教頭に、余り強く言い過ぎたかもしれませんが、厳しく意見を言ってもらいました。まあ、そのあてつけとは申しませんが、この生徒を数カ月後の体験に、それほど実力がないにも関わらず、相手方の大将格に試合をぶつけられた。わずか10秒で技を決められて、今意識不明になったそうです。幸いにしてあばらの骨折だけで済んだそうです。このような事故が以前に起きております。指導者に対して私は失礼ですが、本当に大丈夫なのかと疑惑の念を持たずにはられません。たとえ受け身だけの指導をするというような話でしたが、受け身であっても生身の体の格闘技です。あばらの1本や腕をねんざするのは、私は当たり前の話だと思っています。起こしてはならない、起こさせない、そういうつもりでやっても、万が一にも、頭を打ってそういった事故が起こってしまったとき、ちょうど3月10日ですか、新聞にこれ、大分父兄の方が柔道が必修化で心配するようなことが載っています。そういうことがあります。もし、事故に遭ったときは、その事故に遭われた生徒さんの家庭の不幸、おそらくやっぱり市の賠償と申すか、補償と申すか、市の負担も大きいものになると思います。そこで、想定外の想定というようなことは、教育委員会は想定しているんですか。

○議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 再度のご質問にお答えをいたします。

災害復旧工事における工事上のご指摘でございますが、本市では、現場代理に対して、現場の状況に合った適切な工事を行うよう建設業者に対しては指導をしているところでございます。

また、誤って工作物などを壊した場合には、原形に復旧するなどの措置を講じるよう厳しく指導しているところでございます。

万が一にも指導に反して関係者の方にご迷惑をおかけするような事業者については、厳正な処分を行うなどの対処をしているところでございます。本市といたしましては、このようなことが起きないように引き続き関係業界とも連携を取りながら、建設事業者のモラルの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

○保健衛生部長（菅井 信君） それでは、再度のご質問にお答えをいたします。

病気にならないように予防することが大事であり、保健センターと連携し、さらには病院長がセンター長等を兼務して行ってはいかがかというような主旨かと思えます。

それについてでございますけれども、まず、保健予防につきましては、今年度策定いたしました健康づくり計画に基づき、生活習慣病の予防、それから、がん検診事業の拡充など、予防事業を中心とした市民の健康づくりを進めているところであります。

市立病院ではその役割の1つに、関係機関と連携・協力し、保健予防、介護予防活動を努めると位置づけまして、近年は特にインフルエンザ予防接種を年間1千件以上の実施、禁煙外来の開始、企業向けの健康診断など、市立病院が自ら実施する保健予防事業に力を入れているところでございます。

また、保健センターとの連携による保健予防事業としては、1歳6カ月児及び3歳児での健康診査、ポリオ、BCG、麻疹、風疹の予防接種などがあり、市内3カ所の保健センターのうち、友部保健センターで実施するこれらの保健予防については、医師会との連携分担した中で事業全体の約3割を実施しております。

さらには、各保健センターで実施する健康講座、健康教室の講師なども積極的に行っていただき、市民の健康予防活動に努めているところでございます。

今後、保健センターはもとより、異なる規模の医療機関、福祉分野など多岐にわたる関係機関と連携し、市民が期待する健康相談、予防、治療、疾病管理など、総合的なサービスを地域で一体的に提供できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

院長が保健センターの所長等を兼務ということがどうかという部分は別にしましても、私自身、保健政務としまして、病院それから保健センターを管轄しておりますので、議員のご指摘に沿えるように肝に銘じてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○22番(小園江一三君) 会計課長、一言いいですか。

○議長(柴沼 広君) 会計管理者中村章一君。

[会計管理者 中村章一君登壇]

○会計管理者(中村章一君) 私、以前、事務局長経験ということで、お答えいたします。

市立病院については、患者さんについても高齢者が多く、決して収益の多くなるような、また、手術もできないため、決して収益が多い病院ではないと思います。しかし、在宅などを積極的に行い、医療費の削減には大分貢献している病院と思います。

以上です。

○22番(小園江一三君) 違うよ。銭払い出して、会計課長として答弁してくれたんだよ。会計課長になって、俺らの給料も払っている、みんなの給料も払っているとか、病院のいろいろな事務、払い出しているわけだもの。やっているんだよ。それ、やってないの。会計課長、やっている、それ、やっているの、違うの。ここ、いるわけじゃない。

○議長(柴沼 広君) はい、会計管理者。

○会計管理者(中村章一君) 病院の方は公営企業会計ですので、私のところは一切通らないで、病院独自でやっています。

○22番(小園江一三君) ああ、そうか。ごめん。……会計課長が一番わかりいいかと思っただけ、いろいろな銭を見ているから。違うのか。

○議長(柴沼 広君) 保健衛生部長菅井 信君。

○保健衛生部長(菅井 信君) 会計課長ということで指名されてしまったので、ちょっと聞きもらしてしまい、申しわけありませんでした。

一般会計から、相当の額を振り出しはしているところでございます。制度的に新たに行いました平日夜間、それから日曜診療という新たな制度の中で、繰り出し金がふえているということはあります。これは病院経営が悪化しているからということではなくて、病院経営自体は好転しているという状況の中で、さらに市立病院に対する役割という部分が加わったという部分で、その部分に対しての支出を行っているということでございます。

○議長(柴沼 広君) 教育次長深澤悌二君。

○教育次長(深澤悌二君) 再度のご質問にお答え申し上げます。

柔道の授業導入に伴うけがの対策というようなご質問かと思えます。

先ほど答弁いたしましたけども、柔道を、初めて導入することではなく、これまでも体育の選択種目として取り組んでまいりました。これまでの指導の実績を生かし、指導計画、指導内容を十分検討し、個人差に対応した指導に取り組み、けがのないよう努めてまいります。

具体的には、指導する中で、柔道着の扱い方、それから、ルール、マナーの確認、体力に合ったチーム分けを行い、十分な準備運動と受け身の習得を行いながら、技能に応じた技の基本動作を身につけ、けがをしないためにいつも自分と相手のことを考え練習するよ

う指導計画を立て、授業を進めてまいります。

○議長（柴沼 広君） 小園江一三君。

○22番（小園江一三君） 以前にも沢内村の話はしたと思いますが、乳児死亡率ゼロを目指す。あるいは成人病と申しますか、高齢者の病気、相当持っているので、簡単にあれば、医療費をぐんと下げろというようなことを話したつもりですよ。

だから、私の病院はもうどんどん患者をとって収益を上げるのが私立の病院かと思いません。公立、市が病院を経営している以上は病人をつくらぬような方策をぜひ考えて、医療費がぐんと下がるような方策をとるように努力していただきたいと思えます。

必修化ですが、中学校の学校生活は義務教育と申しますか、これは最終学年であり、子どもたちが社会に出るの最小限の常識と知識を身につけるところというふうに思っております。また、義務教育ですから、子どもたちを預かっているというような、私は感覚です。

話が少し飛びますが、きょうは旗を持ってきたんですよ。これ、どこの国旗だかわかる人。これ、どこの国旗だかわかる人。日の丸より少し、皆さんの方から見て左側に寄っているわね。これ、日の丸と同じなんです。これはパラオ共和国、ペリリュー島、水戸の二連隊が一生懸命頑張ったところ。我、太平洋の防波堤にならんと。「太平洋の架け橋にならん」というのは新渡戸稲造ですが、このパラオは毎朝、朝礼ですね、1日の学校授業が始まる前に、日本の高校を見て、礼をしてからその日の1日が始まる国なんです。それくらい日本のことを尊敬している。東南アジアの国々もこのごろいろいろと発展してまいりましたが、そのインドを初め、発展してまいりましたが、その教育のもとで、武道、道徳、いろいろなことを取り入れた、日本の教育をお手本にしてやっていると聞いております。今回の柔道の必修科目になり、本家本元がやっと元の教育に戻ったかなと、本来の教育になったかなと、私は大いに期待をしているところであります。転ばぬ先の杖ということもございませう。指導者は委縮することなく、万全の備えのもとで指導にあたっていただくことを願っております。

よろしくご指導のほどお願いします。

以上で終わります。

○議長（柴沼 広君） 小園江一三君の質問を終わります。

19番町田征久君は着席いたしました。

○22番（小園江一三君） 水戸の二連隊の話は後でゆっくりしてやるから。

○議長（柴沼 広君） 続いて、20番大関久義君の発言を許可いたします。

○20番（大関久義君） 20番大関久義であります。

先に通告いたしました笠間市公用車の利用について、2番目として、笠間稲荷門前通り拠点整備事業及び周辺関連事業と観光についての2項目について、一般質問をいたします。

1番目の笠間市公用車利用については、笠間市のバスとそれ以外の公用車がありますが、それらの利用について、お伺いをいたします。

まず、市のバスについて、2点ほどお伺いしたいと思います。現在、笠間市のバスの利用はどのように行っているのか。また、運営については、どのようにしているのか。

2つ目として、笠間市のバスの予約については、どのようになっているのか。一般市民の利用状況との位置づけはどのようになっているのかをお伺いいたします。

市バスについては、笠間市バス運行管理規程の中で、第4条においては、市バスの利用範囲は市が行う事業とするとしており、第5条で運行の範囲は県内及び近県とし、1日300キロメートル以内とすると規定されておりますが、平成22年、23年とでのバスの使用、運行はどのように実施されたのか、お聞きいたします。

市バスは合併前にそれぞれの市町で1台ずつありましたので、3台のバス、55人乗り、40人乗り、35人乗りのバスで利用されていると思いますが、それらの利用状況はどのようなのか、お尋ねいたします。

次に、2つ目の予約であります。市バスを利用する際の予約に関しましてはどのようにしているのか。笠間市が行う事業での利用との規定で実施されていると思いますが、市が行う事業とはどの範囲を示すものなのか、お聞きいたします。

また、その予約の状況であります。私が一般質問を通告をした3月1日の時点での予約の数はかなりの数でありまして、特に学務課の学校関係の予約が多く見られました。予約に関しましても何かルールがあるのでしょうか。

平成24年度に入っていない状態の中で、5月、6月まで予約がされておりました。この予約について、優先順位があるのか、規定等についても含めてお伺いをいたします。

市のバス利用については、合併前には各地区の老人会などが数多く利用されておりました。現在は老人会という名でなく、高齢者クラブと呼ぶそうなんです。高齢者クラブと名称が変わってからバスの利用も変わってしまったなどとちまたではよく言われておりますので、バスの利用について、詳しくよくわかるようにご答弁をお願いいたします。

続いて、笠間市のバス以外の公用車の利用について、お伺いいたします。

市のバスは総務課、それ以外のダンプとか軽トラック等は、市民生活課が窓口になっているようですが、バスと同じように、利用状況並びに利用規程について、お聞きいたします。特に、市のバス利用との違う点、何なのかをお伺いいたします。

次に、2つ目の笠間稲荷門前通り拠点整備事業及び周辺関連事業と観光について、何点かお伺いいたします。

- 1、旧ホテル井筒屋と門前通りとの関連について。
- 2、2月21日付の茨城新聞の報道内容について。
- 3、門前通り道路整備事業について。
- 4、旧法務局の跡地利用の今後について。
- 5、旧笠間地区下市毛地内の里中英人邸の利活用について。
- 6、これらの事業はそれぞれ異なったの事業であります。観光事業との関連性について。

て、以上6項目にわたりました、質問をいたします。

1番目の旧井筒屋ホテルと門前通りとの関連について、まずお伺いいたします。

昨年の東日本大震災において、ホテル井筒屋も大きな被害を受けてしまいました。そのほかのところの施設も笠間市全体でも相当の数の被害件数でありましたが、その中でもホテル井筒屋はいち早く外部に足場を組み、復旧事業に取り組みられておりましたので、再開をするものばかりと思っておりました。

しかし、今回の処置には大変驚いているところでもあります。敷地面積4,317平方メートル、建築床面積の合計は7棟で3,232平方メートル、含めての取得金額は3,000万円であります。議会側にはこれらの利用の目的などについては詳しく示されていないのであります。2月20日に議会全員協議会があり、終了後に現地視察が行われ、その全貌を見てまいりました。大通りに面した3階建ての部分を残しての利用をしたい旨の説明にとどまっていたわけがあります。

2項目に入ります。しかし、次の日の茨城新聞報道によれば、東日本大震災で廃業した井筒屋の利活用に市が乗りだし、新年度予算に拠点整備費を盛り込み、旅館の復活を目指すと書かれております。また、同旅館周辺の笠間日動美術館や大石邸跡地など、観光名勝を生かし、門前通りを含めた一体的な景観整備も視野に入れ、震災後のまちづくり計画の目玉とする。市長は、新たな観光拠点として、スピード感を持って取り組んでいく、との記事でありました。ここで、門前通りとの関連性を示し、さらに記事の中で民間事業者を取り組む中で、宿泊施設の導入を目指したいと結ばれております。

さらに、佐白山の山乃荘のホテルまで及んでいるようにも報道されておりましたが、これら一連の新聞報道の真意をお尋ねしたいと思います。

3番目の門前通り道路整備事業についてであります。門前通りの道路整備事業については、どのように計画をして整備をされていくのか。これまでの経過と今後についてお聞きいたします。歩行者を優先とした道路と景観等のまちづくり計画との位置づけをしていくとされております。どのような計画なのかお伺いいたします。

4番目に法務局跡地の件であります。2月20日には、旧法務局の跡地も同時に視察してまいりました。この旧法務局の跡地の利用については、今後どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

行幸町にある法務局跡地は敷地面積1,823平方メートル、建物床面積1階2階含めまして836.9平方メートルの建物であります。これらについて、執行部の考え方を示していただきたいと思っております。

5番目に、下市毛地内の里中英人邸の利活用についての質問をいたします。この件につきましても、議長の許可を得て資料を配付したいと思っておりましたが、まだちょっと無理だというようなことでありますので、資料の配付はいたしません。できませんでした。陶芸家の里中氏がアトリエに使っていた笠間の家の件であります。議会側にはこれまた何

の説明もないまま、いきなりの新聞報道でありました。

これは、3月3日付茨城新聞にトップ面と地域面に大きく掲載されました。「笠間の家市が再生 伊東豊雄氏設計 新観光名所に」との見出しでありました。記事によりますと、市は、空き家対策のモデル事業としての再整備を決めたと書かれており、また、今年の1月25日には設計をした伊東氏本人が現場を視察、伊東氏とは原形を保存する方向で調整を進めたとの記載でありました。この事業はいつ計画をして、いつ事業を決定したのでありますか。そしてまた、この財源は何なのか。私たち議会側には報告されておられませんので、具体的に目的と意味、空き家対策モデル事業としての再整備を決めたとされる理由をお聞かせいただきたいと思えます。

6つ目に、以上の事業はそれぞれ異なった事業であります。観光事業との関連性についてはどのように考えておられるのか、あわせてご答弁をお願いいたします。

一連の新聞報道についての見解もお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 20番大関議員のご質問にお答えします。

笠間市公有車の利用についてでございます。その中でも市バスの利用、運営についてのお話でございますが、市バスの運営、利用につきましては、研修や視察等の市の業務で、遠隔地等へ多数の市民や職員が移動する必要があるときに利用しているもので、笠間市バス運行管理規程により運営をしております。

県内及び近県への利用範囲としては、議員さんがおっしゃるとおり、1日の利用範囲は300キロメートル以内、利用時人数は20名以上となっております。

バスを利用しようとする担当課は、20日前までにバス利用申請書を提出することとなっております。

バスを利用する場合の予約でございますけれども、市の行事予定により予約してございます。市が主催する会議、研修や各種行事、公民館講座、学校行事などが主なものでございまして、利用日が重なる場合等には、3台ございます市バスの調整等により運行しているところでございます。

その平成22年度と平成23年度のバスの運行回数、利用状況等でございます。平成22年、55人乗りバスというのは友部でございますけれども、全部で平成22年度は353回運行してございまして、そのうち友部の55人乗りバスが126回、笠間の40人乗りバスが143回、岩間の35人乗りバスが84回となっております。

本年度、平成23年度につきましては、55人乗り友部のバスが同じ回数ですね、全部で320回の運行でございますけれども、友部のバスは前年と同じ126回、笠間の40人乗りバスは140回、岩間の35人乗りバスは54回となっております。

利用している部署でございますが、圧倒的に学校、小学校の社会科の見学等で利用して

いるケース、それから、公民館の移動学習等で使っているケースがございまして、この学務と公民館の数を足しますと、今年度23年度でございまして、191回運行してございまして、合計では、今まで23年度は279回ございまして、約7割近くは学校と公民館で利用しているという状況でございます。

市の運行する場合の範囲というなお話がございました。ただいま申し上げましたとおり、学校等におきましては小学生の社会科の見学、交通安全教室、宿泊学習等の送迎等に使っているところでございます。公民館につきましては、公民館の移動講座、歴史教室等でございます。その他においては区長会とか自衛隊父兄会等の利用となっております。

また、社会福祉課等については、遺族会、靖国神社の参拝等で使用しているところでございます。

先ほど、市バス、公用バスの運行については、もうちょっと、以前は緩やかなものがあったのではないかというお話がございました。私の記憶によっても、合併以前の古い時代に、団体独自の事業でありまして職員が同行さえすれば公用バスの使用が認められていたという時期もございました。しかしながら、平成12年の11月に、関東運輸局茨城郡支局長と県警交通部長の連名で、公用バスの使用形態が一般貸切旅客自動車運送事業と類似した行為は厳に行わないよう通知がございまして、それ以降、あくまでも市の行政目的のためだけに限定して運行してきたところでございます。したがって、各種ボランティア団体とか、互助会的な団体独自の事業での利用にはお貸しできないということとなっております。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員の笠間市公用車の利用についての質問に対してお答えします。

バス以外の公用車の貸し出しの運営、利用状況と利用規定とありますが、答弁の構成上、利用規定の方を先に述べさせていただきます。

公用車の貸し出しにつきましては、平成19年4月から、市民団体等の公益活動を支援するため、笠間市市民活動支援のための公用車の貸し出しに関する規定に基づきまして、公務に支障のない範囲におきまして、公用車の貸し出しを行っているところであります。

貸し出しができる公用車は、交通安全指導車、軽トラック、ダンプトラック、ワゴン車、電気自動車でございます。貸し出し対象者は防犯活動団体、交通安全活動団体、行政区、自治会、子ども会等の自主的な講演活動を行う団体でございます。

公用車の使用目的につきましては、市内の防犯パトロール及び交通安全指導や子ども会等が行う資源物回収などの環境美化、清掃活動、スポーツ大会、イベント等の活動をする場合としております。

貸し出しにつきましては、主に土曜日曜祝日としており、4時間未満での利用の場合は500円、4時間以上の利用の場合は1,000円の経費負担をお願いしております。

ただし、防犯パトロール等での活動での交通安全指導者の貸し出しにつきましては、無料としております。

次に、公用車の利用状況ですが、貸し出し回数で言いますと、貸し出し制度が始まった平成19年度は交通安全指導者105回、軽トラック35回、ダンプトラック3回、ワゴン車7回、合計150回の貸し出しがあり、今年度23年度は、24年2月末までで交通安全指導者は181回、軽トラック46回、ダンプトラック2回、ワゴン車3回、電気自動車1回、合計233回の貸し出しがあり、貸し出しは年々増加しております。

今後とも、公益的な活動を支援するため、公用車貸出制度のPRに努めてまいります。

最後に、バスの利用と違う点ということでございますが、先ほど総務部長から答弁がありましたように、バスについては、市の業務ということですが、本貸し出し制度は市民活動支援のためと銘打ってございますように、市民団体が自主的に行う公益活動に利用するものでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長（小松崎 登君） 大関議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、旧井筒屋ホテルと門前通りの関連についてでございますけれども、議員ご承知のとおり、旧ホテル井筒屋につきましては、明治の中期に建てられた木造3階建ての建築物であり、門前通りを訪れた観光客に対しまして、その景観から笠間の歴史を感じていただくとともに、食事や宿泊を担ってきた施設でございます。

また、地元市民からは地域のシンボルというふうに親しまれます施設でございまして、笠間市の観光を考える上で、旧ホテル井筒屋と門前通りは一体であり、関連の深いものであるというふうに認識をいたしております。

さらに、旧ホテル井筒屋を挟みまして、稲荷駐車場から門前通りの地域は観光客を笠間稲荷神社まで迎え入れるための有効な動線として考えられることから、新たな観光拠点として一体的に基盤整備をしていくべきであるというふうに考えているところでございます。

次に、2月21日付の新聞報道の内容でございますが、笠間観光の拠点となる門前通り周辺整備といたしまして、旧ホテル井筒屋の建物、敷地を購入し、その基本設計について、今後の利活用、あるいは基盤づくり等を基本計画にしまして、1,000万円を24年度の予算に計上したと報じられているところでございます。

門前通り拠点整備事業により、稲荷駐車場から笠間稲荷神社通りまでの間を整備し、新たなまちづくりとして観光の拠点とするものでございます。したがって、先ほど議員おっしゃいました山乃荘までについては考えているところではございません。

また、一連の新聞報道につきましては、地域の市民あるいは陶芸美術館等からの情報を新聞社が受けまして、市にあるいは陶芸美術館の方に取材があり、それに対応したものでございます。

これにつきましては、あくまで予算の内示後でありまして、当然今回の議会で審議いただく案件であるということもお伝えを申し上げた上での取材ということになっているわけでございます。

次に、稲荷神社門前通り道路整備事業につきましてでございますが、本市を代表する観光の拠点であります稲荷神社を中心とした稲荷神社門前通りの永続的なにぎわいの創出を図るために、観光客にやさしい、歩行者優先の道路景観整備について、地元の方と協議を重ねているところでございます。

平成24年度には、詳細設計を常陽銀行の角から荒町のコーエー電気角までの間、約450メートルを行い、平成25年度に工事の施行を予定しているところでございます。

次に、法務局の跡地利用の今後についてでございますが、国は平成18年度から、未利用国有地の売却等について積極的に行っておりますけれども、今回笠間地区にあります敷地面積1,823.37平米、建物2階建ての建物でございますが、836.95平米を含む法務局の跡地が民用地等ということに該当するため、笠間市にその取得についての照会があったところでございます。

市といたしましては、現在の笠間市は東日本大震災により、応急的なプレハブを整備し業務を行っている中で、早期に支所を整備する必要があることや、あるいは、公共的な施設を整備する上で検討の1つということになっているため、民用固有地の取得について考えているところでございます。

今後につきましては、国は土地等の評価を8月ごろに提示することということになっておりますので、その内容、その結果を踏まえまして、笠間地区における公共施設の整備の検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、里中邸についてのご質問でございます。故里中英人氏は日本陶芸展前衛部門で優秀賞を獲得する陶芸家でございます。故里中氏が住居兼アトリエとして使用していた住居につきましては、相続人から寄附の申し出を受け、検討をまいったところでございます。

また、里中邸は日本を代表する建築家でございます伊東豊雄氏が1982年に日本建築家協会新人賞を、現在の「笠間の家」として獲得したものでございます。

二重の価値感があることから、今回、空き家利活用対策モデル事業と位置づけまして取得することとしたわけでございます。

なお、財源の確保といたしましては、平成24年度の社会資本整備総合交付金事業の採択を受けられるように、現在茨城県と調整をいたしているところでございます。

その利活用策といたしましては、故里中英人氏の経歴や代表作品のパネル展示、また、陶芸美術館との連携によりまして、工芸作家のワークショップを予定しているところでございます。また、伊東豊雄氏の建築であることから、その価値観をPRするとともに、伊東氏の協力を得ながら建築セミナーなどの開催も考えているところでございます。

最後に、それぞれの事業と観光事業の関連づけということでございますけれども、笠間

稲荷神社門前通り周辺拠点整備事業や稲荷神社門前通り道路整備事業はそれぞれ特徴ある事業であり、その特性を生かした整備によりまして地域の活性化につながるものというふうに考えております。

また、旧ホテル井筒屋、それから、里中邸を利活用することは、歴史、文化、芸術等の資源を活用することによりまして、新たな地域の魅力を高め、観光客の滞在時間を長くする効果や交流人口の増加が期待されるものでございまして、笠間市が目指す通年観光地への実現に向けた重要な事業であるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 再質問をいたします。

笠間市のバス利用であります。平成22年度で353回、平成23年度では、まだ3月分が締まってない中だと思っておりますけども、320回。震災の影響もあったと思っておりますが、若干少なくなっているようであります。

しかし、一般の利用には運行の規定の縛りがあり、公民館での生涯学習の一環とかで募集があったときに申し込むような場合にしかバスの参加はできません。ほとんどが利用対象から外れて、一般で申し込むとほとんどが利用対象から外れていってしまい、使えない状況であります。高齢者クラブとか地域の女性会等でもバスの利用の場合は、そういうことから対象外になってしまっているようであります。何のための市バスなのか、考えさせられてしまいます。陸運局支局長、あるいは茨城県警察本部交通部長からの通達ですかね、が、ありまして、いわゆる営業用のナンバーじゃない部分での使用について通達が来ております。

しかし、この中で、公共の福祉のため、やむを得ないと認められる場合とか、そういう縛りの中でいくらか緩みがある部分があるんじゃないかなというふうにも見られるのであります。

バスは乗用車に比べると、一度に多数の人数を輸送できる利便性がありますが、運行中、万一事故が発生しますとその被害も多数の方々に及ぼしてしまい、云々と書いてあり、市町村が保有するバスが事故を起こしたということになれば、社会的な影響が大きくなることは必至である。よって、使用範囲についても十分留意されますよう重ねてお願いいたしますという通達、このことだと思っておりますよ。

しかし、公民館、あるいは生涯学習課を通して社会教育などがもう少し窓口を広げ、救済措置を広げれば、一般の市民の間でもバスの利用ができるのではないかと考えるのであります。重ねてお尋ねをしたいと思います。

続いて、予約についてであります。バスの予約については、私は学校が最優先しても構わないんじゃないかなと思っておりますよ。それだけバスの利用の規定が制限される中であっては、この現在の利用状況、予約の状況を見ても、学校関係が、これ、6月までの予約

の状況であります、小学校関係が多いようでありますので、ルールがないとすれば、ルールを決めて、そして理解をしてもらう、というような利用の方法を考えてみてはと思うわけであります。バスの利用については、以上のことをお伺いいたします。

バス以外の公用車の利用については、バスと違う点ということで、先ほど質問しましたが、バスは無料です。そうですね。トラックとか、軽トラックとか、ワゴン車とか、何時間以上がいくらかという規定があります。有料です。で、土日ですね。バスは土日じゃなくて、原則月曜日から金曜日。そういうことをもう回覧板等で周知はされてはいるとは思いますが、知らない人たくさんおります。ぜひもう一度、周知を徹底していただきたいと思っております。

次に、笠間稲荷門前通り拠点整備事業及び周辺関連事業についてであります、総務部長の答弁によりますと、(市長公室長という訂正が入る)あ、市長公室長、失礼、市長公室長の答弁によりますと、里中邸もホテル井筒屋も重要な事業であるというような位置づけを申されておりました。だとすれば、議会側にも説明をなさってはいかがかと思っております。私、一般質問をするにあたり、資料をいただきました。この資料であります。これを議長に許可を得て配付をしようとしたところ、これはまだ説明していないので配付をやめていただきたいという申し入れがあり、配付はされておられません。

門前通りあるいはこれに関連してのことで、先の市長施政方針の中で、「産業面に関して多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」を掲げました。最初に門前通り拠点整備事業にふれております。そこには、「東日本大震災の影響により、笠間稲荷門前通り周辺の観光客の食事や宿泊を担ってきた民間業者が廃業となり、観光の顔として利用されてきた宿泊施設等がこの周辺から姿を消すこととなりました。地域の魅力の向上、観光人口の増加とにぎわいを創出するため、旧ホテル井筒屋から日動美術館にかけてのエリアに観光の拠点を整備するための基本構想の策定を行ってまいります」と言われており、さらに、「稲荷門前通りにつきましても地元と連携しながら、歩行者を優先した道路や景観等のまちづくり計画を策定してまいります」と言っております。この道路は今年中に策定して25年度に完成すると先ほど答弁がございましたが、ホテル井筒屋とこの門前通りの拠点の事業は一貫性があり、以前にも観光課で整備をされた日動美術館との関連性も十分に考えられるところであり、さらに復旧工事をした上での申し入れでもあります。

しかし、議会に示されたこの井筒屋の跡地ですね、ここには井筒屋名義のものと井筒屋借地の部分があります。今後利用するにあたってはこの借地含めての利用になると思うわけでありますが、これらに関しては今後どのようにしていくのか、あわせてお伺いします。

また、陶芸については、「新たな笠間焼陶芸家の支援策として若手陶芸家のチャレンジ支援を、窯業指導所や笠間焼協同組合などと連携して行うとともに、笠間陶芸家として創業する方や窯業指導所の卒業生などの育成と安定化を図るための事業を行ってまいります」と施政方針の中で述べられました。この中では里中英人邸のことにはふれられておりませ

ん。

もう一方のこの里中邸では、寄附の申し出があるということではありますが、そのままの状態で使用するとすると、修理費等などに2,310万円を投じるわけでありまして。そして、その中には既に施設の管理委託料110万までが予算計上されております。そこまで計上されているのであれば、議会側に報告しておくべきであると考えますが、いかがでありますか。

きのうの石松議員の質問の中でも、執行部は議会と情報の共有化をすべきであると言われました。同感であります。まちづくりに対する熱い思いは、議会側も執行部側も同じ思いであります。ホテル井筒屋は取得費用に3,000万円かかり、解体費用に4,230万円がさらにかかる試算であります。里中邸は2,310万円が見込まれます。この2カ所だけですでに9,540万円。法務局跡地にはどれぐらいの費用を見込んでおられるのでしょうか。そして、それらの財源は何を見込んでいるのか、お伺いをいたします。

また、法務局跡地については、平成24年1月4日付で関東財務局水戸財務事務所から、未利用国有地等の情報提供等についてにより、要綱の紹介があり、その回答期限は4月3日とのことでありまして。早急に決断をしなければならない案件ではないかと思われまして。

先ほど、8月に評価が出る、また、この法務局跡地は笠間支所として利用したいというご答弁がございましたが、これらについてご答弁をさらにお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、笠間市が目指す通年観光型観光地づくりとの関連、先ほども答弁がございましたが、観光課の方の視点からどのように考えているのか、ご答弁をお願ひいたします。

以上、2回目の質問をいたします。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） 最初に、市バスの運行の話の中で、私が、平成12年当時、関東運輸局、それから茨城県警交通部長から当時の各首長宛ての通知があつて、運行についてはかなり、今もですね、厳しくしてきたところでありますというような説明をいたしました。

その文書の中に、もうちょっと朗読させていただきますと、「ご承知のとおり、道路運送法には、輸送の秩序と運行の安全を確保する目的から、自家用自動車による有償運送、あるいは有償貸し渡しについては、公共の福祉のためやむを得ないと認められる場合を除き、厳に禁止すべき規程があります」という表現でございます。

今の新笠間市、平成18年の3月に発足したわけでございますが、そのときに笠間市バス運行管理規程というのでも設けてございます。その中の第4条で、利用範囲ということで、「笠間市バスの利用範囲は、市が行う事業とする」と明確にうたっておりまして、要するに市の事業でなければ貸し出しはできませんということでございます。

それから、予約申し込みに関しましては、そういうわけで市の事業でございますので、それぞれの担当課が申し込むことになりまして、一般の市民の方が申し込むということは想定しているわけではございません。

それから、私、1回目の答弁の中で、市には旧友部・笠間・岩間、それぞれ1台ずつあ

ったということで、行事等が重なる場合は、3台で調整しながらという言い方をしましたが、これは過去の実績を見ますと、3台が同一の日にフル稼働をしているという事実はございませんでした。同じ日に2台稼働するケース、例えば小学生たちが学年単位で見学等をする場合はとても1台では乗り切れないというような場合には、2台で行っているというようなケースがございまして、そういう意味合いから言いますと、予約が殺到しすぎて収拾がつかないという状況ではございませんので、現在まで、予約を優先順位を決めるという考え方は持ってございませんでした。

それから、旧法務局跡地につきましては、支所を設置する箇所の1つの候補として考えておりますという話でございまして、具体的に、笠間支所は今現在プレハブですので、恒久施設を建てるのはあそこだよと決まったわけではございません。

以上でございます。

○議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 広君） 大関議員の再度のご質問ですが、先ほど有料の部署も含めて周知をということだったんですが、有料であることも含めて、今月の週報に掲載してございます。

また、今後とも、さらに利用促進を図るためにPRを続けていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

○総務部長（埴 栄君） ただいま、法務局の回答の中に法務局の跡地を買う場合の財源の話をお尋ねになってございました。

財源については、いろいろ工面をして、例えば現在のところ、調査建設基金などというものも本市にはございます。何を充てるかについては、実は国の方からお金の提示をいただき、それが取得するにふさわしい金額であれば、初めて財源を確保していくと段取りでございまして、現段階では特に何を使うという話ではございません。

○20番（大関久義君） 井筒屋は、井筒屋。

○議長（柴沼 広君） 市長公室長小松崎 登君。

○市長公室長（小松崎 登君） それでは、私の方から、井筒屋、それから里中邸、これらについて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、旧ホテル井筒屋なんでございますけれども、これにつきましては、相続人が、7月ごろご主人が亡くなったということからの発端でございまして、それからいろいろ調整をしながらの話でございまして。

まず、冒頭申し上げたいのは、議会との関わり合いということでございますけれども、それにつきましては内示会等で話させていただきまして、その後の詳しい内容につきましては、今相続人の方と、里中邸も同じでございまして、相続人の方といろいろ詳細について詰めているところでございまして、まだ具体的にどれをどうしてどうするという

まではまだ決まっていない状況なものですから、内示会にとどまっているということでございます。その辺につきましては、もっと具体的な話が出ればまたご相談をさせていただくような形になるかと思えます。そういうことでございます。

それから、井筒屋のところの借地の問題でございますけれども、これにつきましては、先ほど来申し上げましたように、一体的にあの周辺を使っていくということになれば、借地の部分についても当然お話をさせていただきまして、地主の協力を得ながら、あの一帯を、稲荷駐車場から今の門前通りまでの一体的な整備をするということが前提というふうに私は認識をいたしているところでございます。

それから、里中邸につきましても、先ほど申しましたように、まだ遺族の方といろいろ話をしておりまして、これから調査をし、あるいは基本構想なんかする中で、具体的な話を考えていきたいというふうに考えているわけでございます。

ただ、そこで言えますのは、あそこの脇に窯業指導所の跡地が現在あるわけでございまして、その辺も一体的に含めた中でやればいいなというふうに考えているわけでございます。

あとは、金額的な問題、相当の額がかかるんじゃないかというようなお話をいただいておりますけれども、今現在、全国的に古い建物というのはどんどん取り壊されているような状況であります。そういう中で、古い建物というのがなくなっている中で、現在、日本では、川越、金沢、松本、そういった古い建物が残っているところについては、それなりの観光客が来てにぎわいを創出しているような状況でございます。昭和・大正ロマン、それから、明治のロマン、そういったものを求めての観光客が大勢来ている状況であろうというふうに私は考えております。

そういうことを考えますと、やっぱり、我々は今残っている財産というのは将来に残しておくというのが我々の役割かなというふうに考えております。そういうことを考えると、金額云々じゃなくて、やはり、歴史あるものは残しておくというのが大事なのかなというふうに考えているわけでございます。

最終的には、歴史が評価をしてくれるのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

○産業経済部長（岡井俊博君） 大関議員のご質問の中で、先ほど、市長公室の方からは観光事業との関連性でお話を申し上げました。

私の方からは、観光面でどうなんだというご質問でございます。

先ほど来、いろいろな話をしております。井筒屋の跡地の活用、それから、門前通りの整備につきましては、まちづくりの一環として新たな観光地の魅力として創設できるのではないかという期待があります。また、これによりまして交流人口がふえるということで、これについても経済効果があるのではないかというようなことで考えております。

さらに、先ほど言いましたように、人的な資源とか、歴史的な資源、芸術、文化もあります。そういう中で、町自体の魅力というのも大変重要だと思っております。今まで、議員ご指摘のとおり、佐白山周辺ということで大石邸の跡、それから、竹の小径、さらには駐車場整備と、そしてつつじ公園ということで、あのゾーンにつきましては笠間の観光拠点でもございます。それがいわゆる門前通りとの連携がとれるという構想ができれば、これを活用することによって、滞留時間あるいは交流時間、そういうものがふえる、人が訪れることによって地域の消費が拡大できるというようなことで、観光としては非常に魅力の高い事業だということで考えております。

以上です。

○議長（柴沼 広君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 適切な答弁をいただいたような気もするんですけども、歴史のある建物を残す、重要なことでもありますけれども、やはり相当な投資をしてこの事業を行っていくわけでありますので、後付けじゃなくて、予算に計上してあるにもかかわらず、まだ説明がされていない、というような、そういうことではなくて、情報はお互いに共有をして、お互いにいいまちづくりをすべきと私は思いますので、その辺のところは十分にこれから反映をしていただきたいと思います。

震災の後でありますのでいろいろな事業が重なってきております。そしてまた、部長が言ったように、急な案件、そういうものが続けて、どういうふうになっております。新聞報道が早くて我々がついていけないのか、それともそういう機会が、時間がなくてできなかったのか、どちらかはわかりませんが、やはり、情報の共有化というのは大事なことであり、これからもそういうことについてはきちっとやっていくべきだと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

そしてまた、観光に対する部長の考え方もわかります。これらも、我々も一緒に、議会側も協力をして、そしてにぎわいのあるまちづくりを形成していきたいという思いは一緒でありますので、今後ともよろしく願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（柴沼 広君） 大関久義君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす15日、午前10時から開きますので、ご参集ください。大変ご苦労さまでした。

午後2時33分散会

委員会条例第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 萩原 瑞子

署名議員 中澤 猛